

最上町過疎地域持続的発展計画

令和8年3月

山形県最上郡最上町

最上町過疎地域持続的発展計画 目次

1 基本的な事項	1
(1) 最上町の概況.....	1
ア 自然的・歴史的、社会的、経済的諸条件	1
イ 最上町における過疎の状況.....	2
ウ 最上町の世界経済的発展の方向性	7
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	9
ア 人口の動向	9
イ 産業構造の現況と今後の動向.....	10
(3) 最上町の世界財政の状況	11
ア 行政の状況	11
イ 財政の状況.....	12
ウ 施設整備水準等の現況と動向	13
(4) 地域の持続的発展の基本方針	15
ア “楽しいね”と言えるまちづくり【子育て・教育・文化】.....	16
イ “幸せだね”と言えるまちづくり【保健・福祉・医療】.....	16
ウ “安心だね”と言えるまちづくり【建設・防災】.....	16
エ “豊かだね”と言えるまちづくり【産業・経済】.....	16
オ “美しいね”と言えるまちづくり【環境・エネルギー】.....	17
カ “住みやすいね”と言えるまちづくり【定住・協働】.....	17
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	17
ア 人口に関する目標	17
イ 財政に関する目標	17
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	17
(7) 計画期間.....	18
(8) 最上町公共施設等総合管理計画等との整合	18
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	19
(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	19
(2) 現況と問題点.....	19
ア 移住・定住.....	19
イ 地域間交流の推進.....	19
ウ 人材育成.....	20
(3) その対策と目標	20
ア 移住・定住.....	20
イ 地域間交流の推進.....	20
ウ 人材育成.....	20
エ 地域の持続的発展のための分野別目標.....	20
(4) 計画	21
(5) 最上町公共施設等総合管理計画等との整合.....	21
3 産業の振興	22
(1) 産業振興の方針.....	22

(2) 産業振興における他市町村等との連携.....	22
(3) 現況と問題点.....	22
ア 農林水産業その他産業の振興	22
イ 中小企業者に対する情報の提供.....	25
ウ 観光の振興及び交流の促進.....	25
エ 就業の促進.....	25
(4) その対策と目標.....	26
ア 農林水産業その他産業の振興	26
イ 中小企業者に対する情報の提供.....	28
ウ 観光の振興及び交流の促進.....	28
エ 就業の促進.....	29
オ 地域の持続的発展のための分野別目標.....	29
(5) 計画.....	29
(6) 産業振興促進事項.....	34
ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種.....	34
イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容.....	34
(7) 最上町公共施設等総合管理計画等との整合	34
4 地域における情報化	35
(1) 地域における情報化の方針.....	35
(2) 現況と問題点.....	35
ア 電気通信施設の整備.....	35
イ 情報化の推進.....	35
(3) その対策と目標.....	36
ア 電気通信施設の整備.....	36
イ 情報化の推進.....	36
ウ 地域の持続的発展のための分野別目標.....	36
(4) 計画.....	36
(5) 最上町公共施設等総合管理計画等との整合	36
5 交通施設の整備、交通手段の確保	37
(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針.....	37
(2) 現況と問題点.....	37
ア 国県道及び町道の整備.....	37
イ 農道、林道の整備.....	38
ウ 持続可能な地域公共交通体系の整備.....	38
(3) その対策と目標.....	38
ア 国県道及び町道の整備.....	38
イ 農道、林道の整備.....	39
ウ 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保.....	39
エ 地域の持続的発展のための分野別目標.....	39
(4) 計画.....	39
(5) 最上町公共施設等総合管理計画等との整合	41

6 生活環境の整備	42
(1) 生活環境の整備の方針	42
(2) 現況と問題点	42
ア 住宅及び水の確保	42
イ 汚水及び廃棄物の処理	42
ウ その他快適な生活環境の整備	43
(3) その対策と目標	43
ア 住宅及び水の確保	43
イ 汚水及び廃棄物の処理	44
ウ その他快適な生活環境の整備	44
エ 地域の持続的発展のための分野別目標	44
(4) 計画	45
(5) 最上町公共施設等総合管理計画等との整合	46
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	47
(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	47
(2) 現況と問題点	47
ア 子育て支援	47
イ 高齢者等の保健・福祉	48
ウ 障がい者福祉	48
(3) その対策と目標	48
ア 子育て支援	48
イ 高齢者等の保健・福祉	49
ウ 障がい者福祉	49
エ 地域の持続的発展のための分野別目標	49
(4) 計画	49
(5) 最上町公共施設等総合管理計画等との整合	52
8 医療の確保	53
(1) 医療の確保の方針	53
(2) 現況と問題点	53
(3) その対策と目標	53
(4) 計画	53
(5) 最上町公共施設等総合管理計画等との整合	54
9 教育の振興	55
(1) 教育の振興の方針	55
(2) 現況と問題点	55
ア 教育及び学習の振興	55
イ 社会教育の充実及び生涯学習の振興	55
(3) その対策と目標	56
ア 教育及び学習の振興	56
イ 社会教育の充実及び生涯学習の振興	56
ウ 地域の持続的発展のための分野別目標	57

(4) 計画	57
(5) 最上町公共施設等総合管理計画等との整合	59
10 集落の整備	60
(1) 集落の整備の方針	60
(2) 現況と問題点	60
(3) その対策と目標	60
(4) 計画	61
(5) 最上町公共施設等総合管理計画等との整合	61
11 地域文化の振興等	62
(1) 地域文化の振興等の方針	62
(2) 現況と問題点	62
(3) その対策と目標	62
(4) 計画	63
(5) 最上町公共施設等総合管理計画等との整合	63
12 再生可能エネルギーの利用の推進	64
(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針	64
(2) 現況と問題点	64
(3) その対策と目標	64
(4) 計画	65
(5) 最上町公共施設等総合管理計画等との整合	65
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	66
(1) 現況と問題点	66
(2) その対策と目標	66
(3) 計画	66
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	67

1 基本的な事項

(1) 最上町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件

(ア) 自然・地理的条件

本町は山形県の東北部に位置し、北部は秋田県湯沢市、東部は宮城県大崎市など4市2町と隣接しており、総面積は 330.37 km²で県内市町村では9番目の大きさにある。町の中央部は小国盆地と称される平坦地であるものの、四方は奥羽山脈に属する 1,000m級の山岳や丘陵地帯のため、山林が町土の約 80%を占めている。町全体はカルデラ状の地形をなし、土壌は岩石碎屑物や火山灰などの堆積物を母体とした灰色低地土・グライ土・黒ボク土を主としている。小国盆地には、東西に一級河川である最上川水系の最上小国川が流れ、最上小国川とその支流に沿うように集落が形成されている。宮城県との県境に位置する堺田地区には、全国でも珍しいとされる集落内の平坦地に分水嶺(分水界)があり、水脈が西側は日本海に、東側は太平洋へ注いでいる。

本町の気象条件は厳しく、夏季にはオホーツク海に発生する高気圧の影響により低温と日照不足が続き、この冷涼な気候がこれまでに幾度となく大冷害をもたらしてきた。冬季は多雪で北西からの季節風が強く、町の全域が特別豪雪地帯に指定されている。また、近年では令和6年7月に発生した豪雨災害など、地球温暖化による気象変動の影響を受けている。

このように自然環境の厳しい条件下ではあるが、瀬見・赤倉両温泉に代表される豊富な温泉資源や清冽で豊かな水資源に恵まれている。また四方を山々にさえぎられているため、かつては“小国郷”と呼ばれ、独立した生活圏と文化圏を形成してきた。

(イ) 歴史的條件

月楯地区内より中石器時代初頭(紀元前 8,000 年頃)のものと考えられる石器が発見されている他、縄文時代の遺跡も河川沿いに数多く確認されており、古くから人間が好んで住んできた豊かな土地柄であったと推察される。

幾多の変遷を経て戦国時代には最上氏の所領となるが、1622年(元和8年)の最上家改易にともない新庄藩戸沢氏の所領となる。藩政後期の小国郷には 13 の村があったが、後の明治 22 年の市町村制施行にともない西小国村と東小国村の 2 村に統合され、昭和 29 年の町村合併促進法により最上町の誕生に至った。

本町は、江戸の中頃から「小国駒」と呼ばれた名馬の産地として栄えてきた歴史を有しており、俳聖・松尾芭蕉がおくのほそ道紀行途上、堺田地区にある重要文化財旧有路家住宅“封人の家”に逗留した際に「蚤虱馬の尿する枕もと」という句を残している。この句からは、一つの棟で馬と人とが寝起きを共にしていた当時の様子をうかがい、知ることができ、いかに馬が大切に扱われていたかが想像できる。

(ウ) 社会的・経済的條件

本町における就業構造の変遷を省みると、主な産業は、稲作を中心とした農業や林業、鉱山業であったが、昭和 30 年代後半から鉱山が相次いで閉鎖され、また昭和 40 年代後半にはそれまでの農林業を中心とした第一次産業から、第二次・第三次産業へと労働人口の流出が顕著化した。

昭和 50 年代に入ると、弱電や縫製関連の女子型企业が進出するとともに、公共事業の増大に伴い建築・建

設関連の事業所が急増するなど、本町の就労環境が大きく変貌し、前述の流出傾向に拍車がかかった。さらに、第三次産業の主力である観光業においては、平成20年には年間観光客入込人数が延べ89万人を超えるなど、極めて就労力が高く本町の経済発展を支えた主要産業のひとつとなった。しかし、近年の長引く経済低迷の影響はもとより、公共事業の減少、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の拡大による国内消費力の低下等の逆風が町経済を直撃し、製造業と建設業、サービス業の業績不振が慢性化している。また、若者層の就学等による社会減や加速度を増す少子高齢化の進行により、総人口の減少と比例し、生産年齢人口も減少し、産業の活力が著しく低下してきていることも、産業構造面に対し大変深刻な影響を与えている。

こうした現状課題から脱却するには、本町の基幹産業である農業を起点とした各産業との連携による産業振興と担い手の育成・確保を推進していく必要がある。町の産業構造全体における抜本的な体質改善を図りながら、適切な就業構造への転換が求められている。

イ 最上町における過疎の状況

(ア) 人口等の動向

本町の人口は、町制が施行された昭和29年は17,439人であり、その翌年の昭和30年に最多人口となる17,583人を記録している。しかしそれ以降は減少に転じ、特に人口の流出に激しさを増したのは、昭和30年代後半からの高度経済成長期であり、その終盤の昭和50年には13,520人とピーク時の4分の3にまで落ち込んだ。その後は緩やかな減少であったが、平成に入り減少が加速化し、令和2年国勢調査時には8,080人となっており、昭和50年との比較では40%の減少となっている。

自然増減においては、団塊の世代出生後は出生数が減少し、前年対比で微増する年はあるものの、平成7年には死亡数が出生数を上回る自然減の時代に入った。社会増減においては、転出が転入を常に上回る転出超過となっている。自然減、社会減が重なり、一層の人口減少局面へと進んでいる。

地区別にみると、全体的に人口減少は進んでいるが、町の中心部である向町地区では、人口及び世帯数が増加または、維持している時期がみられた。この状況は、中心地として生活基盤や子育て環境の整備が進んでいることと、平成9年度には供用を開始した向町地区水下住宅団地(80区画)の分譲や平成29年度には若者定住環境モデルタウン事業により整備した、分譲・建売・賃貸住宅を供用開始したことにより、中心部である向町地域への人口集中が強まったものと考えられる。また、医療施設や特別養護老人施設も向町地区に集中しており、その要因のひとつとなっていた。

(イ) これまでの過疎対策

① 過疎地域振興計画(昭和55年度～平成元年度)の対策

この期間の過疎対策は、過疎地域振興特別措置法の制定により、約13億円を投資し、主要幹線道の整備、冬期交通の確保、危険校舎の改築、農林漁業の振興、観光開発など地域の活性化を促す基盤となる施設面を中心に計画的な事業展開を行った。

交通通信体系の整備は、幹線道路の整備や、道路除雪機械導入により冬期交通の確保が図られた。また、情報無線設備の設置事業により町内全地域へ一斉に各種情報伝達を行うための効率化がなされた。

教育文化施設の整備では、危険校舎の改築や、町内4つの中学校を統合した最上中学校を整備し、昭和61年度に開校となった。また、公民館や集会施設の整備も進み、生涯学習や地域活動を進める上での素地づくりが行われた。

生活環境施設及び福祉施設など厚生施設の整備については、全国に先駆け、「健康と福祉のまちづくり」の土台となる保健・福祉・医療・介護サービスを一体的に行う地域包括ケアの実現を目指し、関係施設の整備の一環として、特別養護老人ホーム「紅梅荘」の増改築やソフト面での充実も図られた。また、水道普及率が向上し、生活雑排水対策として合併浄化槽設置の奨励が行われるなど環境衛生面での対策や消防施設の充実強化も計画的に行われた。くわえて、最上西公園内にスポーツ施設や簡易宿泊施設の設置を行うなど公園環境整備が図られた。

医療に関しては、町立病院の医療施設の整備を行い診療機能の充実を図るとともに、健康センターを院内に設置し、予防から健康増進、治療、事後措置までを含んだ地域包括医療の体制づくりが行われた。

産業の振興に関しては、農業分野において水利の確保やほ場整備などの米生産に係る基盤整備が進むとともに、一方これまでの水稲中心の農業形態から畜産、花卉などの複合経営が進められるなどの変化が見られた。林業分野でも造林・育成などが実施され林道網の整備も図られた。観光分野では、赤倉温泉スキー場の施設整備が進み、さらに町内の新しい観光スポットとして前森高原の施設整備が「最上高原プラン」に沿った開発・整備など、地場産業の振興を視野に入れ活発な施策が行われた。

この期間の課題としては、生活環境分野である生活雑排水対策や医療分野の施設整備、産業分野の雇用対策、地域活性化のための諸活動の推進があげられ、次の計画への重点項目として引き継がれている。

② 過疎地域活性化計画(平成4年度～平成11年度)の対策

平成2年に制定された過疎地域活性化特別措置法により、同2年度から翌3年度にかけて経過措置団体として活性化計画を策定した。その後、再び平成4年4月1日から過疎地域としての指定を受けた経緯がある。この計画期間中は約22億円が過疎対策に投資された。

このことにより、知的障害者更生施設「最上ふれあい学園」が設置される一方、交通通信体系の整備に関しては、町道が計画的に整備されるとともに除雪機械も整備増強され、冬期間の交通はさらに改善された。

また、町民の重要な交通機関である町営バスの車両購入が行われ、くわえて公立幼稚園が設置され、平成7年から幼稚園・保育所において、同一保育・同一カリキュラムの理念の元、「幼保一元化」に向けた取り組みを行ってきたことで、幼児教育環境の向上が図られた。

近年普及率が急激に高まっている移動通信サービス施設の整備については、移動通信用鉄塔施設の整備が行われ、平成10年より本町でも携帯電話などの使用が可能となった。

教育文化施設の整備に関しては、町内の危険校舎の改築が全て完了し、同9年度には給食センターの改築が行われるなど、良好な教育環境の整備が進んだ。また、公民館・集落施設の整備も全集落において完了し、地域活動の拠点として活用されている。

ウエルネスタウンもがみ整備事業を中心とした高齢者などの福祉施設・医療施設の整備に関しては、福祉拠点のひとつとして、万騎の原地区に「ふれあいの里」の整備が完成した。また、本町はじまって以来の大事業である保健・医療・福祉の拠点施設となるウエルネスプラザの整備にむけての町立病院の移転改築及び健康センターなどの施設整備が完了し、今後は地域包括ケアシステムを推進する「ウエルネスタウン構想」具現化のため充実したソフト事業の推進が求められた。

生活環境の整備に関しては、合併処理浄化槽の設置奨励とあわせて農業集落排水整備が行われ、懸案であった公共水域の水質改善が図られた。

産業の振興では、農林漁業分野において、農業形態の変化にともない現状に沿った基盤整備が進められるとともに、後継者対策なども実施。前森高原にはハム・アイスクリームなどの加工・販売をする農産物加工施設・販売施設を整備し地場産業の振興を図った。

観光分野では、「前森高原エコアップ事業」として、前森高原観光施設として更なる機能強化を図り、町を代表する自然体験型観光拠点となった。また、多くの溪流釣りファンが訪れる最上白川ダム周辺の環境整備が行われるなど、新たな観光スポットとしての充実が図られた。

その他、生涯学習の推進や国際化・情報化社会への対応策、住民サービス向上を目的とした印鑑証明事務電算化事業が行われるなど、地域の活性化と住民サービスの向上を目的とした諸事業が行われた。

③ 過疎地域自立促進計画(平成 12 年度～令和2年度)の対策

平成 12 年の過疎地域自立促進特別措置法の施行を受けて、自立促進計画に基づき約 370 億円を投資して過疎対策事業を展開してきた。このことによって、町民の生活環境の整備や産業の振興等多くの分野において整備することができた。

主な事業は、町が主会場となる平成 16 年 2 月の冬季国体開催に向けた、スキー場及び関連施設の整備である。町にとって町制施行以来の大きなイベントであり、交流人口拡大の面からも開催できたことは全国に町をPRする好機となった。また、多くの町民がかかわる中で、大会の成功が町民にとって大きな自信と誇りにつながった。また、現在もスキー場や関連施設では多くのスキー競技が開催され、町技であるスキーの振興が図られている。このほか、地域活性化につながるさまざまなイベントや活動が開催されるなど、多目的な利活用がなされている。

また、長年の懸案課題であった町の中心部に位置する幼児教育・保育施設である「幼保連携型認定あたごこども園」の整備については、計画策定時から多くの住民による検討協議の場への主体的な参加をもって、平成 22 年 3 月に保育・教育機能と子育て世代への支援機能を併せ持つ「すこやかプラザ」として実現するに至った。

これにより、乳幼児期における保育・教育のサービスの充実はもとより、子育て支援センター内に図書室を併設したことで、児童や生徒、子育て世代における新たな活動拠点の誕生となり、子育て環境の向上と青少年の健全育成が図られた。

また、生活排水による農業用水や公共用水域の水質汚濁が深刻化する中で、平成6年から町の中心部である向町地区の公共下水道の整備に取り組み、平成 13 年4月に供用を開始することができた。さらに平成 19 年度からは、市町村設置型の合併浄化槽設置事業にも取り組み、生活環境及び公衆衛生の向上と公共用水域の水質改善が図られている。

平成 21 年度からは、昭和 56 年に改正された建築基準法の改正に伴い、公共施設の耐震診断を計画的に実施し、必要に応じて施設の耐震工事を行ってきた。耐震工事を行った施設は、平成 21 年度から 23 年度に小学校2校、平成 24 年度が中央公民館、平成 26 年度が役場庁舎である。

これらの施設の多くは災害時の避難所施設であり、町民の安全の確保と共に、適切かつ速やかな災害対策の遂行や行政施設の危機管理の向上につながる整備となった。

産業の振興に関しては、平成 23 年に「最上町産業振興センター」を設置し、6次産業の推進を含めた総合型産業の育成・支援のための拠点となっている。また、観光分野では、瀬見温泉の共同浴場が老朽化したことにより、新たな温泉施設を整備し、地域内の利用者のみならず新たな瀬見温泉のシンボルとして観光交流活性化が図られた。

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に関しては、既にNTT管轄で向町地区は高速通信網の整備が実施されていたが、他地域において、情報通信格差が生じていたことから、平成 25 年度に全町域において情報通信網の整備を実施し、住民の利便性の向上と共に、行政システム等の情報化が推進された。

医療の確保に関しては、平成 26 年度に町立病院に電子カルテシステム導入事業が実施され、医療ネットワークの推進及び患者へのサービス向上と医療従事者の負担軽減が図られた。

集落の整備に関しては、平成 27 年度から旧特別養護老人ホーム跡地を活用し、すこやかプラザを中心とした子育て環境の向上と地域特性に配慮しながら、若者の定住を促進するために「若者定住環境モデルタウン」を整備した。タウン内は再生可能エネルギーを活用した熱エネルギーの供給や地下水を利用した無散水融雪道路を整備するなど、雪国における先進的な住環境整備が行われ、子育て世帯の移住・定住が図られた。

④ 過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)の対策

令和3年の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき過疎地域持続的発展計画を策定し、約 22 億円を投資して過疎対策事業を展開してきた。

産業の振興では同5年 11 月に県内で 22 番の登録となる道の駅「もがみ」をオープンし、観光案内所や休憩所、カフェの他、道路情報をリアルタイムで提供するほか、近隣の観光飲食施設「ヤナ茶屋もがみ」と連携して観光客へ町を PR する新たな施設となった。

また、農観商工連携創造支援事業を実施し、異業種間の連携・協働態勢を構築し、ニュービジネスを創出することで、総生産額を引き上げ地域経済の活性化を図った。

地域における情報化に関しては、コロナ禍におけるデジタル化の急速な進行により環境の整備が求められる中、同3年よりデジタル防災行政無線を導入し、町民の方へ素早く正確な情報を届けられるよう整備した。また教育や産業、医療などあらゆる分野でのデジタル技術の活用を図った。

交通施設の整備、交通手段の確保に関しては、乗客がいない空バスを解消するため新たに予約制乗合バスを全町展開し、より効率的な交通手段の確保が図られた。

生活環境の整備に関しては、近年頻発化している災害の対策のため消防用施設の更新を行い、雪対策として克雪住宅の普及促進、消流雪溝の整備等を推進した。

子育て環境の確保に関しては、子育て支援事業や子育て医療給付事業等を実施し子育ての負担や不安、孤立感を和らげる支援の充実を図った。また、高齢者等の健康・福祉に関しては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進するとともに、地域での支え合い体制を推進し福祉の充実を図った。

教育の振興に関しては、子供たちに安心安全な給食を提供するために給食センター施設改修など計画的な施設整備を図り、また、令和6年2月には国民スポーツ大会冬季大会に向け、スキー場の関連施設を整備し暖冬の影響で小雪の中大会を成功させた。

(ウ) 現在の課題と今後の見通し等

① 産業・経済

令和2年国勢調査の就業構造人口をみると、第一次産業が 18.1%、第二次産業が 33.2%、第三次産業は 48.0%となっており、5年前の同調査と比較すると全体の就業人口が減少している中であって、比率では第一次産業がほぼ同率で推移し、第二次産業が減少、第三次産業が増加している状況にある。

第一次産業は、経営者の高齢化による後継者問題を抱えているものの、農業分野では農業基盤の整備と経営の改善が進められたことにより、認定農業者の増加や農業法人に向けた組織化が見られるようになり、農地の集約化にも繋がっている。しかし、その一方で米価の変動と資材や燃料、農業機械の高騰により農業収益を圧迫しているため米の需要調整や担い手の確保、新規就農への支援が求められる。

第二次産業の就業人口は、平成2年の国勢調査の数値をピークに減少し続けている。この要因は、長引く経済低迷と公共工事等の減少による企業の雇用の低下によるものである。地方の企業誘致は大変困難であるが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、就業場所を選ばない柔軟で新しい働き方である「テレワーク」が全国的に普及拡大していることから、UJIターンによる移住者を呼び込む環境整備が求められる。

また、農観商工が連携した産業の展開や、地域の特性を活かした公共施設への資源循環型再生可能エネルギーの活用に取り組んでいることから、その波及効果もあり、再生エネルギー関連の民間企業の取り組みも拡大している。

第三次産業の観光分野の主軸となる温泉宿泊業においては、平成23年に発生した東日本大震災により観光客数が減少し、また新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰によりさらに入込み客数が減少しており、温泉旅館経営は非常に厳しい状況下にある。なお、これまで推進してきた園芸作物の生産振興や周年農業の推進も継続して行っていく必要がある。

② 人 口

令和2年度国勢調査による町の人口は8,080人となっており、人口の減少は依然として続いている。また、平均寿命の伸びと若者を中心とした人口流出により高齢化率が年々上昇している。さらに出生率の低下や結婚や出産の多い年齢層の転出等により年少人口の減少も問題となっている。こうした状況に少しでも歯止めをかけるため、移住・定住対策が強く求められており、行政と地域、町民一人ひとりの協働態勢で取り組んでいくべき重要課題となっている。

③ 生活環境

本町は山々に囲まれた盆地の地形にあり、平地が少なく、しかも集落が山間に点在しているため公共事業等の効率が悪く、各分野における町内全域の整備がなかなか進まない状況にある。

平成13年度より、向町地区での公共下水道が供用開始となり、公共水域の水質改善が図られたが、町全体からすれば一部分に過ぎない。このため、他地区においても現状に即した生活排水処理対策を進めていくために、市町村型合併浄化槽の設置と排水路の整備を併せて進めている。

また、冬期間は多雪であるため、高齢化の進展と共に独居老人世帯が増加しており、日常的な除排雪作業にも支障をきたしているため、流雪溝整備と道路網整備と併せた一体的な整備を図るとともに、地域と連携した除排雪体制の仕組みづくりを行いながら、雪対策を進めていくことが求められている。

④ 高齢者対策

本町における65歳以上の高齢化率は、令和2年国勢調査で40.3%となり、町民の約2.5人に1人が高齢者という状況にある。町では、これまで長期的展望に立ち高齢者対策が行われ、計画的に関係施設が整備されてきた。また近年は、民間の高齢者介護事業所も多く整備され利用者が増加している。

今後は、高齢者の増加に伴い要介護者数の増加も見込まれることから、介護予防事業の促進や高齢者の積極的な社会参加による「生きがいづくり」が必要であり、地域活動や支え合い活動の活性化が求められている。また、介護が必要になっても高齢者が可能な限り安心して在宅生活できるための各種サービスや介護に関する人材育成など、さらなる地域包括ケアシステムの推進が必要である。

⑤ 医 療

本町では生活習慣病による死因率が高く、諸検診含め特定健康診査及び特定保健指導等の受診率向

上に向けた健康指導體制の強化が課題である。

町民の地域医療の要である町立最上病院の役割は大きく、3次医療機関(県立新庄病院・山形大学医学部附属病院等)や個人病院との連携強化を図り、医療の確保に努めている。平成 26 年度には電子カルテの導入を図り、将来は医療機関相互のカルテ閲覧につなげ患者の早期完治や業務の効率化を目指す。また、「最上病院経営強化プラン」に沿って医療従事者の確保や経営形態の見直し、効率的な病院経営の推進と医療需要に応じた医療提供体制の安定確保を図ることとしている。

⑥ 住民意識

令和7年度に実施したまちづくりに関する住民アンケートの結果をみると、第5次最上町総合計画(前期計画)における総括に対する意見では、「国庫を活用した財政運営」や「集落再編」などを望む意見が挙げられた。

また、第5次最上町総合計画(後期計画)でより充実すべき取組等として「町立病院の今後の方向性」「行政手続きやシステムの DX 化」「行財政の効率化」などが挙げられ、人口減少が加速していく中で持続可能なまちづくりを望む意見が多く見られた。

⑦ 今後の見通し

本町は、昭和 45 年に制定された過疎地域対策緊急措置法より、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年度より施行された過疎地域自立促進特別措置法と歴代の過疎法に基づく過疎地域であり、令和3年度に施行された過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法においても引き続き過疎の対象地域となっている。

これまで、各措置法の理念に沿った形での過疎対策を講じてきたが、結果として、過疎化は依然として続いている状態にある。その要因としては、地元産業の不振や若者の都市部への流出に起因した人口の社会減少、それに加え、近年深刻な問題となっている出生数の低下による自然減少が同時に進行してきたためと考えられる。従って、これまでの過疎対策の姿勢を継承しながらも、今後も町民や地域、行政の役割分担を明確にした「自治と協働のまちづくり」の推進を基本姿勢としながら、少子高齢化による人口減少に対応できるよう、移住定住対策をはじめ都市部との地域間交流を促進し「関係人口」も含めた新たな担い手の確保、環境に配慮し地域資源を活かした産業の振興や再生可能エネルギーの利活用、雪に強い生活基盤環境の整備促進、頻発する自然災害への危機管理体制の強化と観光産業の振興、デジタル技術の活用など、町の地域資源等を活用し持続可能な地域づくりと地域力の向上にむけた施策が必要となってくる。それには、令和8年度よりスタートする「第5次総合計画(後期基本計画)」の着実な実践と、町の特色を活かしながら自律的で持続的な町を実現するために、地域資源を活かした産業振興や移住定住支援、子育て支援等を盛り込んだ「第3期最上町総合戦略」の積極的な実践が求められる。

ウ 最上町の社会的経済的発展の方向性

市町村民経済計算による令和4年度の町内総生産額は 20,113 百万円、町民所得は 17,223 百万円、一人当たりの町民所得では 226.8 百万円であり、平成 30 年度の数値と比較すると、町内総生産額が 21,186 百万円、町民所得が 19,818 百万円、一人当たりの町民所得は 222.1 百万円と町内総生産額と町民所得は減少しているが一人当たりの町民所得は増加している。また、令和4年度の産業別生産額とその比率は、第一次産業が 2,183 百万円で 10.9%、第二次産業が 4,682 百万円で 23.5%、第三次産業は 13,096 百万円で 65.6%であり、全体からみると第一次産業の占める割合は少なく、平成 30 年度の数値と比較すると、第一次産業の生産額とその比率は、

2,759 百万円で 13.0%を占めており、生産額の減少率は 20.9%となっている。

町内総生産額や町民所得は平成 30 年度と比較して減少しており、長年本町の基幹産業であった農業についても従事者数の減少や産業構造の変化に直面している。一方、一人当たりの町民所得は微増している状況である。本町の経済基盤を強化し持続可能な社会を実現するためには、地域の強みを活かした産業連携や変化する社会のニーズに応じた柔軟な対応が求められる。

第一次産業においては、町が推進する園芸作物の生産拡大や農業の周年型経営形態への転換、さらには森林資源の活用などが進められてきた。これらの取り組みを通じて、他産業への波及効果をもたらす可能性があることから、地域全体で相互連携を図り、地場産業を基軸とした総合的な産業振興が重要である。

また、第二次・第三次産業においては、地域資源の活用による付加価値の創造や地理的特性を活かした独立性の高い商業活動を進めるとともに、温泉を含む観光資源を基盤とした魅力ある地域づくりが期待されている。地域経済の方向性として、これらの産業が相互に補完し、変化する時代に対応した持続的発展を目指していくことが望まれる。

第四次山形県総合発展計画では、本町が所在する最上地域における発展に向けたテーマは、「最上」の地域資源を活かし、新たな価値を生み出していく地域戦略の展開」と掲げて施策事業に取り組むこととしている。施策としては、①最上地域の産業をけん引していく人材の育成・確保、②林業・木材関連産業の集積を活かした産業振興の加速、③最上地域が誇る地域特産物の生産振興とブランド化の推進、④豊かな自然や多彩な食、伝統文化等の地域資源を活用した交流人口の拡大とある。

このように最上地域の発展の方向は、本町が直面する現状課題の解決すべき方向に即したものであることから、その実現に向けては、県をはじめ最上地域内における広域的な連携を密にしながらか具体的な施策を進めていく必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の動向

令和2年国勢調査時の本町の人口は 8,080 人となっており、昭和 45 年の過疎地域指定以来、人口の減少傾向は依然として変わっていない状況にある。その要因には地場産業の雇用機会の減少や若年層の都市部への流出に起因した社会的減少に加え、出生数の低下による自然減少が同時に進行したためと考えられる。

また、若年者比率については一時期は幾分緩やかな減少となったが、令和2年度国勢調査では、8.6%と、再度減少傾向が強くなってきている。高齢者数は平成 27 年度と令和2年度国勢調査による実数はほぼ横ばいとなっているが、人口総数の減少により比率は急速に上昇しており、平成 27 年国勢調査で 34.6%だった比率が5年後の令和2年国勢調査では 40.3%と推移しており、“町民の約 2.5 人に1人が高齢者”という状況に近づきつつある。男女の比率としては、ほぼ同数ではあるものの、女性が男性を上回っている傾向が続いている。平成 17 年国勢調査の数値以前では女性の減少率は男性を下回っていたが、令和2年国勢調査では女性の減少率が男性を上回った。

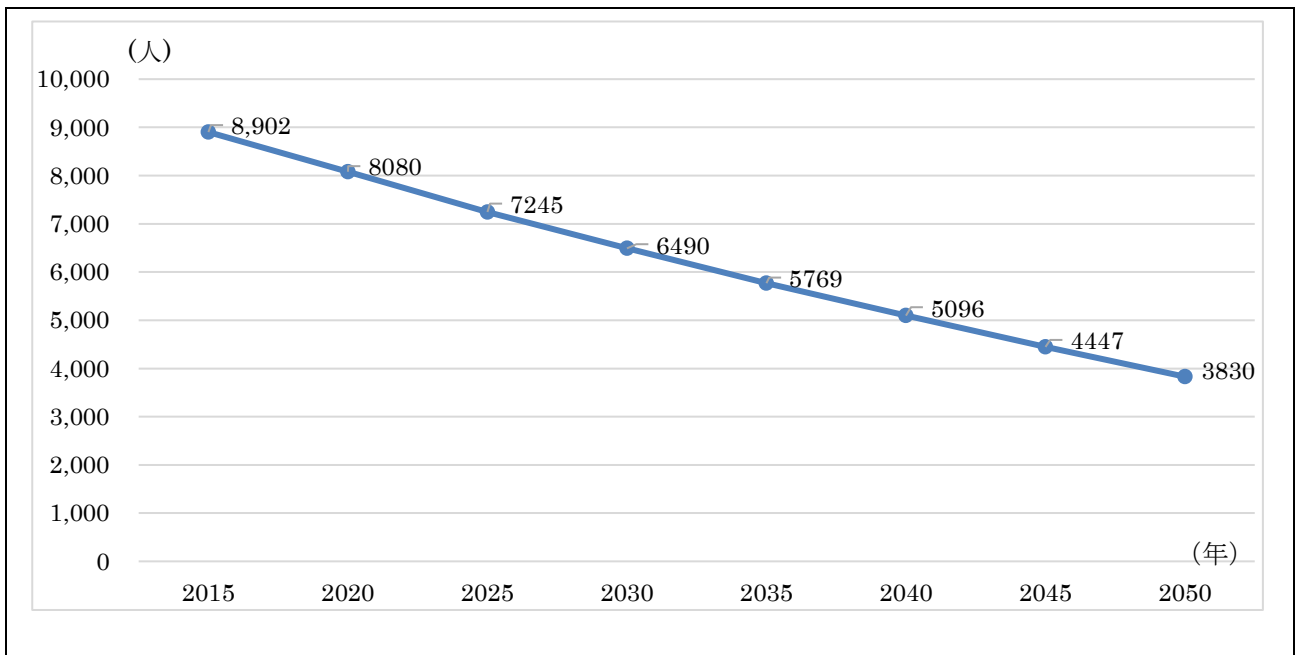
表1-1(1) 年齢階層別人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年度		令和2年度	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 16,833	人 13,520	% △19.7	人 12,541	% △7.2	人 10,761	% △14.2	人 8,902	% △17.3	人 8,080	% △9.2	
0 歳～14 歳	6,561	2,988	△54.5	2,504	△16.2	1,428	△43.0	988	△30.8	838	△15.2	
15 歳～64 歳	9,412	9,196	△2.3	7,790	△15.3	6,118	△21.5	4,831	△21.0	3,982	△17.6	
うち 15 ～29 歳 (a)	3,409	3,111	△8.7	1,698	△45.4	1,404	△17.3	847	△39.7	696	△17.8	
65 歳以上(b)	860	1,336	55.3	2,247	68.1	3,215	43.0	3,083	△4.1	3,260	5.7	
(a)／総数 若年者比率	% 20.3	% 23.0	—	% 13.5	—	% 13.0	—	% 9.5	—	% 8.6	—	
(b)／総数 高齢者比率	% 5.1	% 9.9	—	% 17.9	—	% 29.9	—	% 34.6	—	% 40.3	—	

表1-1(2) 男女別人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和 55 年		平成 2 年			平成 17 年			平成 27 年			令和 2 年		
	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率
総 数	人 13,190	% —	人 12,541	% —	% △4.9	人 10,761	% —	% △14.2	人 8,902	% —	% △17.3	人 8,080	% —	% △9.2
男	6,445	48.9	6,067	48.4	△5.9	5,170	48.7	△14.8	4,299	48.3	△16.8	3,913	48.4	△9.0
女	6,745	51.1	6,474	51.6	△4.0	5,591	52.0	△13.6	4,603	51.7	△17.7	4,167	51.6	△9.5

表1-1(3) 人口の見通し



(注)2015・2020年の人口は国勢調査、2025年から2050年までは第3期総合戦略人口ビジョンの推計値

イ 産業構造の現況と今後の動向

令和2年国勢調査における就業人口は、総人口の約半数にあたる 4,273 人であり、これを産業別人口比率で見ると、第一次産業が 18.1%、第二次産業が 33.2%、第三次産業は 48.7%となっている。

就業人口は、人口減少と共に減少しており、産業別就業人口比率の推移としては、第一次産業が昭和 50 年代から急速に減少していったが、平成 27 年国勢調査より微増に転じた。一方、第二次産業は第一次産業とは対称的で、昭和 50 年代から著しい成長がみられたが、平成 27 年国勢調査では減少傾向に転じている。第三次産業については緩やかではあるが増加の一途を辿り、就業人口の半数を占める割合になってきている。

表1-1(4) 産業別就業人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 7,222	人 6,657	人 △5.7	人 6,496	% △3.0	人 5,318	% △6.1	人 4,597	% △13.6	人 4,273	% △7.0
第一次産業 就業人口比率	% 66.7	% 50.6	—	% 27.0	—	% 16.5	—	% 17.7	—	% 18.1	—
第二次産業 就業人口比率	% 9.6	% 19.5	—	% 38.6	—	% 39.7	—	% 35.4	—	% 33.2	—
第三次産業 就業人口比率	% 23.7	% 29.9	—	% 34.4	—	% 43.8	—	% 46.9	—	% 48.7	—

(3) 最上町の行財政の状況

ア 行政の状況

「明日 今日よりもっと好きになれる 最上町～笑顔が輝き 住み続けたいまちへ～」をメインテーマとする、「第5次総合計画」が令和3年度にスタートした。同8年度からは、第5次総合計画の後期基本計画がスタートする。今後の最上町のあるべき姿を展望し、次の6項目を基本目標として町民・地域と行政が一体となり、将来像を具現化するためのまちづくりを着実に実践していく。

1. “楽しいね”と言えるまちづくり(子育て・教育・文化)
2. “幸せだね”と言えるまちづくり(保健・福祉・医療)
3. “安心だね”と言えるまちづくり(建設・防災)
4. “豊かだね”と言えるまちづくり(産業・経済)
5. “美しいね”と言えるまちづくり(環境・エネルギー)
6. “住みやすいね”と言えるまちづくり(定住・協働)

今後の課題は、現在の厳しい行財政状況の中で、住民生活の安定・向上を図るための有効な施策事業を町民・地域と協働体制で知恵を出し合い、「選択と集中」を強く意識しながらいかに効率的に進めていくか、という点にある。

また、自治体として持続的発展をしていくためにも、移住・定住対策や担い手育成の推進をはじめとして、町の基幹産業である農業を中心とした総合産業の育成や新しい起業の促進などの産業振興策、そして急速に進行している少子高齢社会にも対応した全ての町民が快適に生活するための環境整備施策などを通して、自律的で活力ある地域づくりを行っていく必要がある。

一方、道路網の整備も進み日常生活圏が拡大したことにより、県内のみならず、隣県の宮城県や秋田県とも定期的な交流をもつなど、地域連携軸上での交流圏域の拡大を念頭においた施策も行ってきたところであるが、交流人口の拡大や関係人口の創出による町の活性化を図るために、平成15年3月に制定した最上町100万人交流促進条例を基盤としたまちづくりを実践していくものである。

また、広域的な取り組みとしては、昭和45年度に設立された最上広域市町村圏事務組合を核として、環境と人間との共生する理想郷の実現を目指した「最上エコポリス構想」を大きなテーマとして掲げ、最上地域の8市町村による広域行政が行われているほか、平成27年度から新庄市を中心地とした「定住自立圏」を形成、同28年3月に「新庄最上定住自立圏共生ビジョン」を策定し、広域連携のもとに圏域住民の生活に必要な機能の確保と活性化を図りながら連携強化による効率的な行政運営に取り組んでいる。令和8年度から第3次となる共生ビジョンが策定され、更なる連携強化に向けた取り組みを行っている。

イ 財政の状況

令和6年度と平成22年度の決算額を比較すると、歳入歳出はそれぞれ3割程度増加し人口減少が続いているにも関わらず、年々決算規模は大きくなっている。歳入の内訳を見ると、一般財源については地方税、地方交付税の増が見られるが、地方債の借入額については、公共施設の耐震改修事業や、大規模な新規事業等が一段落したことにより減少している。地方債のうち、過疎債の額についても減少傾向にあるが、施設の老朽化に伴い、今後は改築や大規模改修が見込まれることから、本町の重要な財源として継続して有効活用を図っていく。

将来負担比率について、公債費償還のピークを令和5年度に迎え、今後は緩やかに減少していく見込みだが、引き続き地方債の発行を抑制して将来世代の負担軽減を目指す。また、経常収支比率についても、恒常的な経費の見直しを行い、弾力性に乏しい財政運営を避けられるような事業展開を行っていく。

人口減少社会の中で、今後の税収等の歳入見込についても厳しい状況が予想され、交付税に大きく依存する歳入状況に変わりはないため、身の丈に合った財政運営に資するべく、財政の健全化に努めていく必要がある。

表1-2(1) 最上町の財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和6年度
歳入総額 A	6,296,632	7,005,922	7,111,715	8,190,442
一般財源	3,889,549	4,000,235	4,021,493	4,806,050
国庫支出金	698,566	529,489	482,139	681,403
都道府県支出金	537,590	380,385	374,725	413,457
地方債	581,600	628,500	789,700	290,700
うち過疎債	192,800	432,100	144,700	220,800
その他	589,327	1,467,313	1,443,658	1,998,832
歳出総額 B	6,064,588	6,718,873	6,799,643	7,796,986
義務的経費	2,176,525	1,873,932	1,988,243	2,522,918
投資的経費	1,138,928	986,982	1,271,927	948,622
うち普通建設事業	1,138,928	896,345	1,019,218	655,387
その他	2,749,135	3,857,959	3,539,473	4,325,446
過疎対策事業費	2,132,540	2,148,519	2,054,211	1,461,986
歳入歳出差引額 C(A-B)	232,044	287,049	312,072	393,456
翌年度へ繰越すべき財源 D	32,782	52,735	27,752	74,209
実質収支 C-D	199,262	234,314	284,320	319,247
財政力指数	0.221	0.227	0.238	0.223
公債費負担比率	13.4	9.9	12.2	11.8
実質公債費比率	12.0	6.6	8.5	11.2
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	88.0	87.3	90.5	91.6
将来負担比率	50.7	52.8	54.7	25.0
地方債現在高	4,874,719	5,797,965	6,539,823	5,215,472

(地方財政状況調による)

ウ 施設整備水準等の現況と動向

(ア) 道路の整備状況

町道については計画的な整備を順調に進めており、これからも引き続き整備促進を図っていく必要がある。

(イ) 交通の確保

公共交通機関については、JR陸羽東線が本町の東西を横断する形で走っており、町内に7つの駅がある。山形交通バス路線の廃止を受けて、平成3年度より町営バスを2路線運行し、さらに平成11年度からは、路線区域外の住民の足の確保と医療と健康の増進を目的としたウエルネスバスを運行し、町内各集落と医療機関を1週間に1回の頻度で結んできた。しかし、運行頻度や料金等の面において地域間格差が生じたため、平成17年度からは、町営バスとウエルネスバスを統合し、全区間の統一料金化やバス停の増設、運行回数等の改善を行い、町内全域における公平な運行体系を図った経緯がある。

しかし、人口減少や自家用車の普及により、公共交通の利用者は年々減少している。一方、高齢者をはじめとした公共交通を必要とする町民に対し、利便性の向上を図るため、令和2年度から町の一部地域において、予約制乗り合いバスの運行が開始され、令和3年度より全町展開となっている。

今後は、民間業者や地域との協力体制を強化しながら、公共ライドシェアをはじめ、地域活性化や交通弱者に配慮した公共交通体系の確立をしていく。

(ウ) 冬期交通の確保

町道の除雪体制は年々充実・強化されてきており、令和6年度の除雪延長は81.4kmとなっている。しかし、降雪量が多く、風が強い気象条件下にあって、本町に多く見られる道路幅員の狭い未改良路線では、集落内の機械除雪に十分な機能が発揮できないといった地区が多い。また、国道及び県道における歩道除雪の問題も、冬期交通の安全確保の上で解決しなければならない課題である。

(エ) 生活環境施設

水道施設の普及率は令和6年度末で97.7%となっている。また、生活雑排水の処理施設として、向町地区を中心とした公共下水道が平成13年度より供用開始し、水洗化率が大幅に高まった。また、公共下水道の区域以外においては、同19年度より市町村設置型合併浄化槽の普及に取り組んでいる。

ごみ・し尿処理施設に関しては、最上地域の市町村で組織する広域事務組合が処理運営を行っている。

また、施設修繕が必要となっている箇所もあり施設の延命化も含めた整備が必要となっている。

冬期間における住民の安全・安心な暮らしの確保という点では、高齢者世帯の増加に伴い、雪処理の課題が年々顕著化してきている。今後は、高齢者が雪国の生活で負担となっている除排雪を行政と地域との協働により町道沿いの入口から玄関前までの除排雪活動の普及と支援、計画的な流雪溝整備、除排雪後の雪の置場の確保といった施策が求められている。

(オ) 医療施設

住民の健康と生命を守る町立最上病院は、平成6年に移転改築されて以来、年次計画に基づいた医療機器の充実と電子カルテシステムの導入や施設の老朽化による施設整備とともに医師確保のための医師住宅などの整備を行ってきた。

診療科目は、内科以外の外科、整形外科、婦人科、眼科の診療科目については、常勤医師の確保ができ

ず週1回から週2回の診療の頻度で山形大学附属病院等の医師による診療となっている。多くの患者に対応していくためには外科と整形外科の常勤医師確保が課題であり二次・三次医療機関との連携も求められている。

(カ) 福祉施設

幼児保育施設については、町の中心部に位置する保育所と幼稚園の統合化が実現し、平成 19 年度に「幼保連携型認定あごこども園」が誕生した。また、少子化による、幼児保育施設の統廃合により、令和 2 年度から認定こども園の他に町立保育所は1箇所となり、現在に至っている。今後は進む少子化の状況を鑑みながら、施設管理のあり方を検討していくとともに、子育て支援や学童保育、児童の居場所づくりを含めた総合的な機能を有した拠点づくりが必要である。

保健・医療・福祉・介護の地域包括ケアの拠点施設としてウエルネスプラザが平成 17 年に施設整備を終えた。これからは施設の長寿命化にむけた計画的な修繕や、さらなるソフト面での充実に加え管理運営の最適化を図らなければならない。また、万騎の原地区には世代間交流施設であるふれあいの里が平成 5 年に整備され、多目的屋内運動場や運動公園などの施設を通してあらゆる年代の町民の健康増進と福祉の向上に役立っている。今後は、老朽化に対応する計画的な施設管理について検討していく必要がある。

(キ) 消防施設

本町の消防施設は、常備消防として広域消防本部東支署、非常勤消防として分団数 13、団員数 368 名を有し、団員の教育訓練と年次計画に基づく車両等の整備を行っている。その一方において、団員の減少が続いていることから、現在の消防力を維持するなかで組織の再編と資機材の確保を進めなければならない

大規模災害等にも対応できる防災拠点エリアとして令和元年度に防災倉庫の整備を行った。災害時の食料や資機材の計画的な整備と管理更新が求められる。

(ク) 教育施設

本町の教育施設は、令和2年度から小学校2校、中学校1校となっている。少子化の影響により、小学校については過去に8校あったが内6校が複式学級を取り入れた小規模校であったため、将来的な教育効果の点を踏まえ校区内の住民を交えて検討を重ね、平成 23 年度から統廃合を進め現在に至っている。それに伴う廃校舎の施設利用として、集落公民館や地域活性化施設として新たな利用が図られてきたが、今後は施設の利用状況と老朽化に即した維持修繕、改修及び除去も含めた施設管理・運営が必要となっている。

向町小学校の耐震補強と大規模改修が平成 22 年度に完了し、大堀小学校についても同 23 年度で耐震補強改修工事を行なった。また最上中学校の大規模改修工事を同 29 年度から3年間かけて実施した。今後は施設の長寿命化も含めて計画性を持って整備改修していくこととしている。

(ケ) 社会教育施設

集会施設は、中央公民館を中心に主要3地区に地区公民館を配するほか、集落単位に分館を配し一体的な公民館活動を行っているが、分館の老朽化が進んでいる中で一部分館については集落が新たな集会施設を建設整備するなどの取り組みも行われており、今後は地域との連携を強化しながら改修や更新を含めた整備について検討していく必要がある。

最上西公園を中心とした体育施設については、本町の健康・体力づくりの拠点区域としての位置づけを

行っているが、町民体育館については建物や設備の老朽化が著しく、施設の維持管理が困難であることから令和2年度末で閉館となった。今後は、閉校した小学校体育館等を活用しながら、施設の長寿命化にむけた修繕や、生涯スポーツ振興及び利用促進を図るソフト面での充実が求められている。

(コ) 観光施設

平成16年に当町で開催された冬季国体においては、同11年度より赤倉温泉スキー場整備事業に着手し、ゲレンデ・リフト・圧雪車等の整備が行われ、町民はもとより町内外からの利用者が増加し、全国規模の大会が開催できるスキー場として整備することができた。近年では、スキー人口も減少傾向にはあるが、町民の健康増進や観光レクリエーションの場として、関係人口の拡大や地域振興が図られるよう、令和6年2月の国民スポーツ大会アルペン競技の開催地にもなり、関連機器や設備の整備も行ってきた。今後はオフシーズンでの積極的な活用と、計画的な施設や設備の更新・修繕が必要である。

また、近年の観光スタイルとして“着地型観光”が主力化していることから、豊富な地域資源を活用しながら、前森地域活性化施設をはじめとする既存の観光関連施設の魅力向上にむけた整備はもとより、登山道やトレッキングコース等の本町のフィールドをダイナミックに引き出すための整備が求められている。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末	令和6 年度末
市 町 村 道						
改良率(%)	41.4	52.1	64.8	67.81	68.3	69.0
舗装率(%)	40.3	54.8	70.0	76.09	76.3	76.8
農 道						
延長(m)	29,972	33,175	33,175	6,538	6,538	6,538
耕地1ha当り農道延長(m)	19.2	37.0	32.7	—	—	—
林 道						
延長(m)	13,309	21,398	24,574	24,574	39,490	44,187
林野1ha当り林道延長(m)	2.5	4.4	4.4	4.4	—	—
水道普及率(%)	89.3	92.0	92.9	95.49	96.4	97.7
水洗化率(%)	—	—	16.0	55.69	72.7	76.5
人口千人当り病院、 診療所の病床数(床)	5.3	5.5	6.0	6.8	7.3	8.2

(4) 地域の持続的発展の基本方針

これまでの過疎対策は、少子高齢化による人口減少にともなう地域社会の活力低下に対応するため、地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正などを目的として、社会基盤整備が図られてきたが、現代において社会の成熟化に伴うライフスタイルや価値観の多様化をはじめ、人口減少、少子超高齢社会、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響など、かつて経験したことがない時代を迎え、大きな転換期となっている。将来にわたり持続可能な地域社会を形成していきながら、地域資源等を活用し地域力を更に向上・発展させていくためには、人と人とのつながりを大切にしながら、町民・地域・行政が協力連携し、共にまちを創り上げていく必要がある。

本町では「第5次最上町基本構想」に基づき、本町の将来像を「明日 今日よりもっと好きになれる 最上町～笑

顔が輝き住み続けたいくなるまちへ～」とした。今後、私たちのまちが「美しい」自然と「豊か」な実りを実感し、子どもから高齢者までいつまでも笑顔で「楽しく」、「安心」して暮らせる「住みやすい」まち、そして今日より明日がさらに素晴らしいまちになるよう、共に希望を持ちながら、確かな未来にむけ知恵を出し合い、町民みんなが元気に満ちあふれ、日々の暮らしの中で「幸せ」を実感できる最上(さいじょう)のまちづくりを目指し、下記6項目を掲げ施策を展開し地域の持続発展を推進していく。

ア “楽しいね”と言えるまちづくり【子育て・教育・文化】

～学校教育のみならず、将来を担う頼もしい人づくりと、“学び合う喜びを実感できる”まち～
充実した子育て・教育環境や文化・芸術に親しめる環境を整えることにより、誰もが楽しく豊かに暮らせるまちを目指す。

少子化が進む状況の中、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備していくことは、社会全体や地域を支えるための重要な政策であり、未来を担う子どもたちの教育や年齢に関わらず教育の機会を作ることは、行政の重要な役割である。グローバル化や情報化の進展など変化の著しい社会で頼もしく生きぬいていくための基礎教育はもとより、自ら学び、課題を解決できる力をつける教育内容の充実、子どもたちが安心して教育が受けられるための支援、地域と連携した学習環境の整備を図っていく。

また、多様なニーズを把握し、生涯学習機会の充実や地域コミュニティの活性化に資するとともに、文化活動や健康づくりにもつながるスポーツの振興を推進していく。

イ “幸せだね”と言えるまちづくり【保健・福祉・医療】

～より健康な心身と健全な地域社会の中で“生涯現役で暮らし続けられる”ことを喜び合えるまち～
保健・福祉・医療・介護サービスの充実により、健康寿命の延伸や高齢者の社会参画の促進などを図り、誰もが元気で生き生きと幸せに暮らせるまちを目指す。

健康づくりの基本は、「自分の健康は自分で守る」ことであり、健(検)診や保健指導、健康づくりを推進し、一人ひとりが主体的に取り組むことができるよう支援していく。また、安心して子育てできるよう母子保健事業や子育て支援体制を充実させるとともに、地域全体で子育てを支える環境づくりを進め、加えて高齢者等が安心して住み慣れた場所でいきいきと住み続けられるために、地域で支えあう仕組みづくりを推進していく。

ウ “安心だね”と言えるまちづくり【建設・防災】

～防災や暮らしを支える社会循環が整備され“安心して暮らし続けられる”喜びが実感できるまち～
災害の発生による被害、交通事故や犯罪の発生などの危険が少ないまちづくりにより、誰もが安全・安心に暮らせるまちを目指す。

また、公共インフラの計画的な整備と長寿命化を推進し、快適な暮らしづくりを推進していく。

エ “豊かだね”と言えるまちづくり【産業・経済】

～豊富な地域資源の活用により“活力ある産業に支えられ暮らし続けられる”ことを喜び合えるまち～
基幹産業である農業における新規就農対策や農地の基盤整備を進めるとともに、農観商工が連携した地域産業の振興をはじめ、地場産業・立地企業への支援、新たな企業誘致、起業・創業支援など雇用の確保を推進していく。

また、令和5年に整備した「道の駅もがみ」を観光振興の拠点とし、町の魅力発信と地域経済の活性化を図る機能を強化し、交流人口や関係人口の拡大を目指していく。

オ “美しいね”と言えるまちづくり【環境・エネルギー】

～豊かな自然と美しい景観の保護に努め、“持続可能な地域で暮らし続けられる”ことを喜び合えるまち～
四季折々に美しい景観が将来にわたって損なわれず、豊かな自然が次代の子どもの心のふるさととなるよう、自然環境の保全や農村、里山の風景を保全活用するとともに、自然の生態系を守り、環境への負担の少ない、資源循環型の美しい生活環境で暮らせるまちを目指していく。

カ “住みやすいね”と言えるまちづくり【定住・協働】

～豊かな人間関係に生まれ、“みんなが助け合いながら暮らし続けられる”ことを喜び合えるまち～
町民一人ひとりがまちを愛し、誇りを持って住み続けたいと思えるまちを目指していく。
魅力ある自立したまちづくりを行うために、行政のみが取り組むのではなくて、町民も自分のまちに関心を持ち、主体的に町民同士で支え合い、また行政はその活動を支え、町民がまちづくりに参画しやすい環境を整えながら、相互の信頼関係を深めるとともに、より住みやすいまちづくり、地域コミュニティの再構築など、町民と行政の協働によるまちづくりを進めていく。さらに、本町や町民との関わりを持つ人たち、いわゆる関係人口の拡大を図るため、町の魅力についての情報発信や移住後の生活支援を強化していく。
また、人口減少や少子超高齢化が進行する中、職員の意識改革や能力向上を図るとともに、効率的で効果的な行財政運営に努め、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展のための基本方針に基づき、人口及び財政に係る以下の目標を設定した。各目標については、第5次総合計画及び、第3期総合戦略と整合性を図るものとしている。町の人口減少は少子高齢化による自然減と都市部への人口流出による社会減が起因している。各種施策を講じ、移住定住の促進と健全な行財政運営を実施していくことが地域の持続的発展に対して効果を発揮できるものと考えられる。

各分野に関する目標については、以下施策ごとの「その他の対策と目標」に記載する。

ア 人口に関する目標

目標名	現状値（令和2年度）	目標値（令和12年度）
国勢調査総人口	8,080人	6,400人
転入世帯数	95世帯	100世帯

イ 財政に関する目標

目標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
経常収支比率	91.6%	90.0%
実質公債費比率	11.2%	9.5%
将来負担比率	25.0%	22.0%

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、PDCAサイクル（計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)）に基づく進行管理を実施し、各施策・事業等の取り組み内容について検証・見直しを行うことで計画の実効性を高め、

効率的に推進していく。毎年度、目標値への達成状況の推移を調査・把握し、計画終了年の8月に取りまとめ、ホームページ等の媒体を活用しながら町民への周知を行っていく。また、必要に応じて、町振興審議会等の諮問機関に図りながら次期計画に反映させていく。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 最上町公共施設等総合管理計画等との整合

平成29年3月に策定された町の公共施設等総合管理計画では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方は以下のとおりとなっている。

「現在の公共施設等の状況を正確に把握し、公共施設の質を保ちながら、将来も安定的に提供していくために、公共施設の数及び質の点検を行います。施設等の経年劣化、利用状況、必要経費及び今後の人口変動、町民のニーズの変化などを総合的に考慮し、統廃合等による公共施設の総数の削減を図るとともに、既存施設の有効活用を図っていきます。

既存施設の長寿命化に向けた修繕に取り組み、将来の修繕費・更新費の縮減・平準化に向けた取り組みを進めます。これまでの「壊れたから直す」「古くなったから建替える」の対処療法的な考え方から脱却し、これからの時代に即した、住民満足度の高い公共サービスを目指し、随時、点検見直しを進めます。」

上記のとおり、急速な少子高齢化による人口減少が進む中、財源の確保はますます厳しいものになることが予測され、町民の満足度や安全性の高い公共施設提供サービスの質を保つためにも、「選択と集中」を意識しながら取捨選択し、持続可能で健全な公共施設管理を実施していくことが強く求められる。

本計画に記載されたすべての公共施設等の整備に係る事項については、「最上町公共施設等総合管理計画」及びその目標や方針を実現するために、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた「最上町個別施設計画」と整合性を図るものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

本町では、これまでも積極的に移住・定住の取組を推進してきたが、近年、都市部における地方移住への意識の高まりや、働き方や居住形態の多様化の動きを捉え、密を避けつつ自然豊かな環境で、いきいきと暮らすことができる過疎地域の魅力を磨き上げ、都市部の移住希望者への情報発信や、都市部と過疎地域の連携・交流など新たな人の流れを創出する取り組みが必要である。UJIターン希望者の相談窓口の一元化と受け入れ態勢を整えるとともに、居住・就労に関する情報提供を行っていく。

また、関東圏・仙台圏の両友の会や町の友好会員を中心とした、地域の人と関わりをもつ「関係人口」の創出・拡大を図るなど、最上町に縁のある人たちと交流を深めていく。さらには、友好都市である、岩手県大船渡市との交流や都市大学との交流、台湾との交流など、町と関係が深い地域等との交流促進を図っていく。

人口減少や少子高齢化が進む過疎地域において、今後もコミュニティ機能を維持していくためには、住民一人ひとりが主体的に地域づくりに関わり、地域の課題解決に取り組むことが重要である。地域コミュニティ推進会議のほか、NPO、ボランティア団体と連携しながら、地域リーダー向けの研修会等を通して地域づくり人材の育成・確保を推進していく。また、移住者、地域おこし協力隊、関係人口などの地域外の人材も積極的に活用した持続可能な地域社会の形成を進めていく。

(2) 現況と問題点

ア 移住・定住

進学や就職等をきっかけとした転出による社会減と少子高齢化による自然減による人口減少が進行する中、今後も持続可能なまちづくりを進めるため、住みよい環境を確保し、若者の定住を図ることが喫緊の課題となっている。町の歴史や文化、自然の豊かさなどの魅力をPRし、子どものうちから地域を知り、郷土を愛する心を醸成することが大切である。また、若者が町に魅力や誇り、愛着を感じ、生活の場として選択されるための暮らし方・働き方の提案や就労・生活に関する様々な情報発信の充実と経済的負担の軽減を図る施策が求められる。さらには、若者の交流や独身者の出会いの場の創出を広域的に展開するとともに、若年層や親世代へ結婚事情に関する啓蒙を図っていく。

移住・定住のための住環境の整備については、若者定住モデルタウンをはじめとする町営住宅、住宅リフォーム支援、定住促進空き家活用住宅のほか、空き家バンク制度により利活用可能な空き家・空き地を紹介しているが、空き家等バンク制度では登録数が伸びず、空き家等所有者への制度の理解促進と利活用可能な空き家の掘り起こしが必要である。また、UJIターン等の都市住民の受入れについては、一時滞在による地域での生活の体験や情報発信、相談等をワンストップで対応できる体制づくりを行ってきたが今後一層の充実を図っていく。

イ 地域間交流の推進

最上町は、宮城県と秋田県の県境にあり、山形県の東の玄関口としての役割を担う重要な位置にある。また、町中央を東西に通過する JR 陸羽東線や、国道47号と平行した形で最上小国川が流れ、これら沿線と流域を活用した地域間の交流と活性化を図ってきた。今後は町内への誘導のみならず、町外へと魅力をつなぐため道の駅を観光振興の拠点とし、最上町ならではの地域資源を活かした事業を展開すると共に、山形県、舟形町、小国川漁業協同組合と連携し、誰もが気軽に川に親しめる事業に取り組んでいく。同時に、岩手県大船渡市や東

京都板橋区との交流をはじめ、台湾との国際的な交流を展開しながら、地域外の人々に町の魅力を積極的に発信し関係人口を創出していく。また、少子化の進行により学校施設をはじめ各種の遊休公共施設を有効に活用した施策を検討し、町外から多様な形で継続的に地域に関わる「関係人口」の創出拡大に取り組むことが重要である。

ウ 人材育成

近年、地域課題や町民ニーズが複雑化し、ライフスタイルの多様化や核家族化等も進み、人と人とのつながりが希薄になったことに起因して、これまで伝統的に根付いていたコミュニティ活動が衰退し、地域の自治機能も低下しつつある。また、少子高齢社会により、地域コミュニティ活動の中心的な役割を高齢者が果たしていることで、今後地域のコミュニティ活動の存続が危ぶまれる懸念も生じており、新たな地域のリーダーとなる担い手の育成が急務である。また、地域コミュニティ推進会議をはじめ、地域のボランティア団体、NPO 団体など、町と協働で地域課題に取り組む団体等への支援と人材育成や活動支援が求められる。

(3) その対策と目標

ア 移住・定住

- 移住定住促進に向けた支援と住環境の充実による若者の人口増加を図る。
- 多様な移住の形態に応じた移住支援体制の整備や関係人口の創出を図る。
- 結婚希望者の支援体制の充実を目指す。
- 地域おこし協力隊の積極的な任用と、任期満了度の定住支援を図る。
- 新庄最上定住自立圏形成協定に基づく結びつきやネットワーク強化に係る地域内外の住民との交流・移住促進分野分野の事業について圏域市町村と連携を図り推進する。

イ 地域間交流の推進

- 交流人口の拡大による町の活性化を図るため「人・物・心」の各種交流事業を積極的に展開し、「100万人交流」の実現に向けていく。
- 東京都板橋区や岩手県大船渡市、海外では台湾などを中心とした、これまでの交流を継続・発展させていくとともに、新たな交流スタイルを追求する。
- 関東圏もがみ友の会、仙台圏もがみ町友の会との連携を強化する。
- 地域資源を活かした体験交流プランの企画提案を推進し、受け入れ体制の整備を図る。

ウ 人材育成

- 自らの地域や集落に愛着を持ち、主体的に地域活動に参加する人づくりを推進する。
- 地域コミュニティ活動や地域の交流の場の充実を図る。

エ 地域の持続的発展のための分野別目標

目標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
お試し移住体験参加者数	5人/年	5人/年
マッチングシステム登録者数	5人/年	10人/年

(4) 計 画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、 人材育成	(1) 移住・定住	移住・定住相談施設改修事業	最上町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	地域おこし協力隊配置事業	最上町	
		定住・移住支援事業	民間	委託
		定住促進空き家活用事業	最上町	
		空き家・空き地バンク事業	最上町	
		UJIターン支援事業	最上町	
		結婚支援事業	最上町	
		地域間交流	関係人口創出事業	最上町
	友好都市事業		最上町	
	100万人交流友好会員制度推進事業		最上町	
	最上町絆大使交流事業		最上町	
	前森高原サマーフェスティバル 支援事業		最上町	
	関東圏交流事業		最上町	
	仙台圏交流事業		最上町	
	人材育成	もがみ人材育成塾事業	最上町	
		まちづくり担い手育成事業	最上町	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「最上町公共施設等総合管理計画」及び「最上町個別施設計画」と整合を図り、適切に事業を実施する。

3 産業の振興

(1) 産業振興の方針

過疎地域における人口の維持は、特に地域の担い手となる若年層の流出を防止し、地域外からの移住促進を図るため、経済的な基盤が日々の生活の中に必要である。そのために、多様な産業経営者との連携と地域の特性を生かした取組みによる産業振興を図っていく。

本町の基幹産業である農業については、土地利用型と施設利用型による周年・複合経営を推進するとともに、他産業との連携を進め、生産から加工、流通、販売を通じた総合産業化を促進する。

次に、地場産業については、地域資源を活用した農観商工による連携、さらに産学官金の連携により新たな産業を創出し、産業構造をより強固なものにしていく。

また、観光面においては、温泉や自然体験、名所旧跡等の観光資源を活かした着地型体験観光と広域観光の連携を図り、魅力ある観光地づくりを推進していく。

さらに、過疎地域の多くを占める農山漁村地域においては、農地や広大な森林といった国土資源の管理水準を高めていく必要があり、農地や森林の有する多面的機能を適正に発揮し農林水産業の振興を図ることで、森、山、川、里、農地をフル活用した持続可能な地域づくりを展開する。

(2) 産業振興における他市町村等との連携

産業振興施策の実施については、新庄最上定住自立圏共生ビジョンに基づく圏域市町村との連携のほか、山形県や隣接自治体、民間事業者とも連携・協力し推進していく。

(3) 現況と問題点

ア 農林水産業その他産業の振興

(ア) 農 業

本町の基幹産業の一つに農業があげられるが、内外の厳しい情勢を受け、担い手の不足など他の過疎農業地域と同様に多くの問題を抱えている。令和2年度統計データである2020年農林業センサス農林業経営体調査結果報告書を見ると、経営耕地面積が190.746aで、そのうち稲作の水田面積は162,741aとなっており、農地の85%が水田で依然として米は基幹的な作物として位置づけられている。また、農業の経営体数は平成27年の817経営体から令和2年では685経営体と5年間で16%減少し、令和2年の個人経営体675経営体のうち農業を主業及び準主業とする経営体数は257で、うち65才未満の農業専従者がいる経営体数は160となっており、農業従事者の高齢化と後継者不足が大きな課題となっている。

令和6年度の生産額は、町の調べで5,806百万円となっており、令和2年の4,578百万円より33%増加しているが、現在の米価は、社会情勢により続落傾向にあり生産額も低下傾向にある。この状況から転作田の活用を図り、畑地化による園芸作物の導入に取り組んでおり、米・畜産・園芸作物が主要農産物となっている。園芸作物のアスパラガス、ニラ、ネギ、きゅうり等の生産では、生産者組織を立ち上げ、品質の向上や作業の効率化等に取り組み、生産の拡大とブランド化につなげている。特に畜産の堆肥を活用したアスパラガスの生産では、県内で代表する産地を形成するまでに至っている。

今後、農業環境を取り巻くイノベーションに対応すべく、農地の集約化と未整備地域の基盤整備を進め経営規模の規模拡大を推し進めるとともに、スマート農業を推進し農作業のシステム化や効率化・高品質化を図

ることと併せて、こだわりの生産方法や化学肥料の使用量の削減等を農畜産物生産の2軸として推進し、ブランド化を促進することが必要である。また、周年農業をめざし、冬期間の経営主力となるものに着目し取り組み、安定した農業経営体制の構築が求められ、さらなる行政支援が必要である。

(イ) 林業

山々に囲まれた本町は、山林面積が実に全体の約8割を占めている。豊かな資源としての森林のもつ多面的機能が総合的かつ高度に発揮され、地域経済の振興と町民生活の安定に大きな役割を果たしてきた。

本町では、昭和40年代後半から50年代半ばにかけて町有牧野の高度利用計画に基づいた施策を行い「一農家1haの山林保有」を推進してきた経緯がある。その面積は1,400haに達しており、現在ではそのほとんどが除間伐作業の適期にあるため、良質の木材生産にむけて森林育成と環境保全に配慮した整備を行い、来る主伐期・再造林期に備える必要がある。このため、町では、平成17年度から間伐材における低質材をチップ化し、木質バイオマス燃料として最上病院を含む「ウエルネスプラザ」に供給しており、その後も、あたごこども園や若者定住環境モデルタウンにも熱供給用エネルギー源として供給している。また、民間では森林バイオマスを利用した発電施設事業が進行している。このことから、今後も森林資源を余すことなく活用するためのカスケード利用を推し進める必要がある。

また、山林は成木とし利用するまでは、長年の年数と管理の積み重ねが必要であるため、山林の作業路道や搬出道は林道整備には不可欠であり、計画的に整備しているものの未整備地域が多く、林道路網整備が今後の課題である。

(ウ) 水産業

従来から、小国川のアユを中心とした内水面漁業が行われてきたが、これらの河川水産業を営む者は少なく、趣味・レジャーといった娯楽面での活用が大部分である。特に最近の釣りブームの影響で、釣り目的で訪れる町外からの観光客が年々増加している。その需要に応えるためにも、釣り人が最上町の河川を満喫できるような魚族資源の保護と美しい河川環境づくりを行っていく必要がある。

一方、内水面養殖業をみると、中核をなすのはイワナであり生出荷が大半を占めている。今後も安定した経営を維持するため、これに燻製加工を施すなど付加価値を加えた形での製品づくりを行うことが必要である。

また、振興策として、温泉資源を利用したアユの中間飼育に取り組んでおり、稚魚の放流量の増加や成魚を流通させていくことが課題となっている。さらには、山形県が開発したご当地サーモンのニジサクラの養殖等、魅力ある内水面漁業の推進を図り、今後、観光業と連携した施策が求められる。

(エ) 地場産業の振興

近年、未活用の豊かな自然資源が注目され、温泉を利用した内水面漁業の振興や農産物の加工施設整備、湧水を活用した岩魚養殖などが推進されてきた。他にも、前森高原では、農産物の直売や手づくりのハムやソーセージ、アイスクリームなどの製造・販売が行われているほか、農業生産グループによる産直施設での物販活動の活発化や稲作の転作田を利用したソバ生産の拡大化が顕著である。

今後は、販売拡充のための一般流通経路の開拓と新規商品開発を、JAや農家・業者・行政との連携を図りながら継続発展していくことが求められる。また、PRと販売を兼ねたイベント開催や生産・加工・販売などを総合的に行う産業の形づくりを進めるとともに、関連施設の整備を図っていく必要がある。

本町経済の重要な牽引役を担ってきた建設業については、近年の公共事業の減少により異業種への進出も見られる。今後、建設業における若者の雇用とあわせ新分野への進出を推進していく必要がある。

さらに、本町においても近年の高齢化社会に対応した各種福祉施設や健康づくり施設等の整備が進み、重要な雇用の場につながっていることから、新たな「福祉産業」とも言える分野が生まれており、コミュニティビジネスの分野との連携を図りながら、活性化に結び付けていく必要がある。

あわせて、地域のニーズや課題を事業機会として捉え、町民自らが主体的に自分たちのアイデアと地域資源を活用して新たな事業創出を図ることが求められている。そのために地域密着型のビジネスであるコミュニティビジネスの起業家を支援する施策の展開が必要である。

(オ) 商業の振興

本町は、盆地という地理的環境や交通網の未整備などといった諸条件により、これまでは比較的独立性の高い商業圏が形成されてきたが、近年の交通通信網整備の発展によりその状況に変化が訪れている。

消費動向の多様化は、消費者を町内の中心商店街から、近隣では新庄市や山形市を中心とする村山地域、さらには仙台圏域などへまで向かわせている。これに加え、昨今の景気低迷と新型コロナウイルス感染拡大の影響による売上げの落ち込みは大きく、町内の商店は厳しい状況に立たされている。

現在、規制緩和に伴い郊外型の大型店進出が増加傾向にあるが、こういった動向を把握しながら、大型店には無いその店に行かなければ買えないなどの特化した品揃えといったものを商店街全体で追求し、少子高齢社会に合わせたサービス提供やバリアフリーなどの環境整備、ICTを活用した販売・情報提供システムの構築といった「魅力ある商店街づくり」を積極的・計画的に進めていく必要がある。

近年、中心商店街は、商店の経営主だけでは継続的な活性化の取り組みができなくなってきており、一番大きな問題である担い手不足が特に深刻で、新しい経営者による店舗の継続利用なども考えていかなくてはならない。地域や団体と連携した活性化の手法を検討し取り入れていく必要がある。このことから商店街全体の集客力強化につながる仕掛けと施設整備が求められる。

(カ) 企業の誘致対策

かつて本町の工業の中心は、豊富な森林資源を活用した小規模な製材業であったが、国内の林業経営不振が続いたために衰退し、その後は縫製、弱電などの製造業を主とする企業が誘致され就労の場が広がった。

しかしながら、近年の社会情勢により廃業する企業も相次ぎ、製造業を含め町内企業の情勢は極めて厳しい状況にあり、事業拡大や設備投資に踏み切れない企業も多いため、「企業立地促進条例」を施行し、企業の誘致や起業の促進支援とともに、既存起業の施設等の増設にも支援を行い、事業拡大と雇用の増進を図っている。また、求職者に対し、町内企業の魅力も含めた積極的な情報発信や人材育成支援など雇用創出に向けた継続的な支援を図っていく。

今後は、従来の形にとらわれない積極的な起業の促進、企業の誘致、地場産業の情報提供と育成強化等の施策の展開が必要である。また、若者の定住化を図る目的でも、雇用の場の拡大・確保を広域的な形も含めて取り組んでいく必要がある。

(キ) 起業の促進

過疎地域における企業等の新規創業は、過疎地域の経済の活性化、内発的発展に極めて重要であり、また、地域住民の就業機会を確保していく上でも重要である。異業種間交流の活発化により、新たな商品やサービスの開発・販売(提供)の促進がなされることで、新規創業につながる事が期待できる。このため、地域資源の高度利用と農観商工連携、さらに産学官金連携によるワンストップ型の支援体制の整備が必要である。また、地域の商工団体とも連携しながら、新規創業等に関するセミナーや研修会などを積極的に開催し、

実践的な知識やノウハウの提供、起業に対する意識啓発など、気軽に情報収集や相談ができる窓口機能の充実を図っていく。

次に、NPO、企業、商工団体、大学、行政などの協力・支援のもとに、子育てや介護などの地域課題の解決や地域資源を活用して地域の活性化をめざすコミュニティビジネスの創出を促進する。意欲ある人材の育成と、事業の創出から経営の安定化まで一貫した支援をしていくとともに、多くの住民が関わりながら地域一体となって支える体制づくりを促進する。また、事業開始に必要な資金の確保に向け、国における各種制度や県における信用保証制度、融資制度の活用を推進するとともに、本町独自のきめ細やかな支援を図っていく。

イ 中小企業者に対する情報の提供

本町の農林水産業を除く産業の中心は、製造業と建設業が主であり、次いで観光業に携わるサービス業となっており、近年の度重なる災害と新型コロナウイルス感染拡大により、景気が大きく落ち込む状態が続き、経済情勢は依然として厳しい状況であり、企業における設備投資や業務拡張に支障をきたしている。また、商業、工業ともに事業主の高齢化が進んでおり、暮らしのスタイルが変化するなかで、後継者を確保し、事業を承継していくための支援が求められ、また、急激な人口減少により、従業員不足や従業員の高齢化など、今後の労働力確保も懸念されていることから、中小企業への経営支援にかかる積極的な情報提供が求められている。

ウ 観光の振興及び交流の促進

本町では豊かな温泉資源を活用し、古くから赤倉温泉・瀬見温泉を中心とする湯治場が栄え、長年にわたり温泉観光が産業部門に大きな位置を占めてきた。しかしここ数年は、観光客の志向が大きく変化してきたため従来型の大型バスによる団体観光客は減少を続け、町内の旅館業は廃業や経営委譲、設備投資の差し控えを行うといった現状にある。この状況を打開するため、観光客のニーズを考慮した新たな観光のスタイルを確立する必要がある。本町には温泉資源の他にも、おくのほそ道や義経弁慶伝説などにまつわる歴史的観光資源や乗馬やアウトドア、陶芸などが楽しめる体験型観光を主とした前森高原など、充実した観光が可能となる資源が数多くある。この豊かな自然を生かした、魅力ある体験型観光地域及び屋根のない田園空間博物館を形成するとともに、それらを生かすことのできるイベントの開催と各種メディアを活用した情報発信による誘客戦略を図る必要がある。

また、令和5年インターハイの会場となり、また令和6年の国民スポーツ大会が開催された赤倉温泉スキー場については、スキー合宿などの誘客対策で利用者の拡大に向けて取り組むとともに、夏季利用や赤倉温泉を含んだ形で活性化が行われるようハード・ソフト両面からの施策が必要とされている。

さらに、東北中央道の高速交通整備に合わせ、令和5年度に開設された「道の駅がみ」により、これまで以上に他地域との人・物・情報の交流が活発化することが予想される。町を他に強くアピールし我が町の「みちのく風情あふれるおもてなし」により、訪れた観光客が高い満足度を覚え、リピーターや関係人口として定着する図式を具現化していきたい。そのためにも、魅力ある観光地となるべく、観光業と他の第一次・第二次産業との連携を強化した総合産業を推進するとともに、子どもから高齢者、障がいを持った方などあらゆる人々が楽しめる観光地づくりとして、広域観光と体験型観光ルートの開発が必要である。

エ 就業の促進

最上管内の雇用情勢は、平成27年度以降の有効求人倍率が1倍を超える状況が続いており、多くの業種で人手不足が生じていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、有効求人倍率は低下する状況となっている。新型コロナウイルス感染症拡大前の状況では、雇用したい企業と求職者の望む働き方にズレが生じている状況にあ

り、町内の雇用を安定させて行くためには、求職者への企業の情報提供と、若者や進学で転出した学生に町内企業へ就職を促していく必要がある。そのためには、町内企業の魅力発信とマッチング支援などを推進していく。

また、町内企業では外国人研修制度の増加と、高齢者や障がい者の雇用が促進されるなか、誰もが十分に能力を発揮し、生き生きと働ける環境への支援が求められている。

(4) その対策と目標

ア 農林水産業その他産業の振興

(ア) 農 業

本町の農業の持続的発展に資するため、農業生産基盤の整備や水田畑地化の推進等を進め、社会や消費者ニーズに対応した畑作・園芸・菌茸・花卉・畜産業の振興を図り、効率性・生産性の高い農業を確立するとともに、手間暇をかけたこだわりの農業生産を推進し、農業・農村全体の所得の向上と豊かな農村社会の継承を図る。

また、併せて「利益ある農業」を追求するため、多様な農業経営体の組織化・法人化を推進し、新規就農者と地域農業の担い手を育成し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境整備を推進する。

- 稲作の振興を図り競争力の高い付加価値をつけた魅力ある米づくりを進める。また、経営体等の経営基盤の整備を支援する。なお、令和9年度から水田政策の大幅な見直しが予定されているため新たに示される政策・制度に対応していく。
- 稲作の振興と併せて、ソバ、大豆、飼料用作物、稲WCS等の土地利用型農業振興策を展開する。
- 転作田を活用した園芸作物の推進と周年農業を目指した菌床・花卉振興のため、園芸ほ場や施設の充実と、各生産組織と連携した生産技術の研鑽や普及対策、更には価格変動や災害による影響を緩和する対策を講じる。
- 畜産飼料の自給率の向上、家畜排せつ物利用による有機質土づくりを進めるとともに、ブランド化と畜産生産拡大を進める。
- 前森牧場の活用策に見直しと検討を加え、効率的かつ生産性を向上させる体制を整備する。
- 農業生産土地基盤の整備を推進し、園芸作物の推進と農地の集積化を図る。
- 日本型直接支払制度を活用して、豊かな農村社会の維持・継承と地域の担い手育成を進める。
- 農業従事者の高齢化と担い手不足による離農者の急増に対処するため、中核的担い手への経営基盤支援策と新規就農者対策を進めて、離農による農地の荒廃を防止し、園芸作物生産に適した優良な農地については、農地の継承を推進する。
- 集落営農の組織化や多様な農業の法人化を進め、地域農業の振興と効率的な農業経営を押し進める。
- 耕畜連携をとおした有機農業の推進拡大や農産物の安全生産対策に取組み、食の安全・安心を推進する。
- 近年増加傾向にある鳥獣による農作物被害防止策を図るため、電気柵・防護柵の設置や狩猟免許の取得を推進する。
- 地域特産物の開発と山菜の生産拡大・推進を図る。
- 東北農林専門職大学と連携を図り、生産技術向上や担い手育成を行い農業振興を図る。

(イ) 林 業

森林のもつ公益的機能を増進し、恵まれた木の生活文化を振興するとともに、森林資源の保全と林業生産

基盤の調和ある整備を進め、森林資源の有効活用を図る。

- 作業道、林道の生産基盤の整備を進め、保育から間伐材搬出など林業生産活動の有機的、一体的な整備を図る。
- 複層林施業、育成天然林施業を実施するとともに森林施業の共同化・協業化を進め、林業経営の合理化を図る。
- 森林の多面的機能の啓発と環境学習をとおし、森づくりへの積極的な住民参加を推進する。
- 森林資源の利用拡大にむけた調査研究を進める。
- 木質資源を燃料とするバイオマスエネルギー利活用事業を始め、木材のカスケード利用を促進する支援策を講じつつ、間伐事業と林道路網整備を推進する。
- 町内産材の利用を促進するため、公共施設をはじめとして木質化を推進する。
- 東北農林専門職大学と連携を図り、作業技術向上や担い手育成を行い林業振興を図る。

(ウ) 水産業

内水面養殖業の生産から販売までの体制確立と、魚族資源の保護育成を進めるとともに、河川を活用した健全なレクリエーションの場の創設に努める。

- 河川からの水揚げや内水面養殖生産量の拡大とその加工を進め、水産業製品の地元消費をはじめ流通消費の拡大を推進する。
- 最近における河川水産業は娯楽的性格が強いため、環境保全に配慮しながら観光的利用を推進する。
- 小国川の魚族資源の保護育成と魚道整備等を進め、優良漁業の確保を図るとともに、安全な河川環境整備を推進する。
- 最近増加しているカワウによるアユの食害対策を関係機関と連携し推進する。

(エ) 地場産業の振興

本町の産業振興の力が発揮され、資源が活用されるような地場産業、特産品の開発・振興に取り組み、併せてイベントなどを通じた宣伝活動を充実していく。

- 地域資源を生かした地場産業の確立にむけて、「農観商工」と「産学官金」の連携による創業支援とワンストップ型の支援組織の確立を図る。
- 個性ある特産品の開発のため調査研究を進めるとともに、物産展、イベントなどに積極的に出品し、宣伝活動を充実させながら、販売の拠点の拡大に努める。
- 地域の資源を活用した新たな地域産業を創出することで、就業の創出と雇用の安定化を図る。
- 森林資源、地場産品を活用した民芸品の掘り起しや食品産業の振興を図るとともに、販路の確保や高齢者の生きがい対策など総合的な観点からからも特産品づくりを進める。
- 再生可能エネルギーの産業化を図り、木質バイオマスにとどまらず、幅広いバイオマス利活用を通して事業展開を進める。
- 新たな地域産業を創出していくために、土壌、気候、生産技術、販路、価格などの基礎調査や試験栽培を通して実現性を十分に検討していく。
- 地域資源を活用した産業や人材育成、都市と農村との交流を推進し、地域活動の活性化の拠点施設ともなる、みつざわ未来創造館らいつの長寿命化を図り、維持修繕や改修を実施していく。
- 産業振興の拠点である産業振興センターの長寿命化を図り、施設の維持修繕や改修を実施していく。

(オ) 商業の振興

中心商店街としての機能向上、質・量的商業集積を高め、魅力と楽しみのある買物環境をつくり出す。また、既存企業の体質強化を図るとともに企業誘致や新たな起業の促進を行うための環境整備を進める。

- 住民の生活視点を重視した中心商店街の環境整備を図る。
- 商店の自助努力による売り場の充実、経営指導の強化、商店主の経営研修機会の拡充を進める。
- 地域のニーズや課題を事業機会として捉え、町民のアイデアと地域資源を活用して「ビジネス」として解決する地域密着型のコミュニティビジネスの起業を支援していく。

(カ) 企業の誘致対策

企業の立地は、雇用の確保や町財政への効果も大きいことから、既存産業の振興とともに、国道47号の整備などを活かして、優良企業の誘致に引き続き取り組んでいく。

- 立地企業への優遇策を充実するとともに、PR活動の強化・充実を図り企業誘致を推進する。
- 融資制度や経営相談機能を強化し、中小企業の経営安定化を図る。
- 戦略的な誘致活動による企業の立地促進を図る。

(キ) 起業の促進

地域資源の利活用や異業種間交流を図りながら、新たな商品・サービスの開発を可能にし、新規創業を推進する。

- 農観商工連携と産学官金連携により、起業家に対する支援の充実と支援体制の整備を図る。
- 地域ブランドの開発及び販路拡大にむけた研究を支援する。
- 地域課題解決型のコミュニティビジネスの創出にむけた支援とリモートワーク環境の整備を強化する。
- 遊休公共施設などを活用し、U・J・Iターンを含め、若者の就業ニーズに対応できる企業誘致を積極的に行い、定住化の促進を行うとともに経営者にとって魅力ある起業環境となるよう関係施設の整備を図る。

イ 中小企業者に対する情報の提供

中小企業者への経営支援に係る情報提供を促進させ、中小企業の活性化を推進する。

- 経営支援に係る補助事業等の情報提供を推進する。

ウ 観光の振興及び交流の促進

地域にある様々な分野の素材が、観光レクリエーションの対象としての可能性を持っており、現在未活用の素材を活かす観光資源を探っていくとともに、関係施設の整備を行い、本町のみならず広域観光ルートの提案を行っていく。さらに、観光ガイドやネイチャーガイド、旅行観光業従事者の育成強化をねらいとする各種のスキルアップ事業に取り組んでいく。

- 地域のあらゆる資源に着目し、未活用の観光資源の開発整備を図る。
- 観光産業への支援策として、関係団体の観光活動への支援を行う。
- 東北中央自動車道の全線開通に鑑み「道の駅もがみ」の運営強化を図る。
- 農林水産業や商工業との連携を強化し、着地型観光の推進にむけたソフト開発と人材育成を図る。
- 赤倉・瀬見の両温泉街を核としながら、歴史的資源を生かしたイベントの開催や地域産品料理などの充実を目指し誘客を図る。
- 赤倉温泉の地域特性を活かした交流観光推進施設である赤倉ゆけむり館の維持修繕を実施し、赤倉温泉及

び観光入れ込み客の拡大を推進する。

- 赤倉温泉スキー場の維持修繕、改修や設備の更新を行い、町技であるスキーの振興と誘客の拡大を図るとともに、各種スキー大会会場としての利用促進を図る。
- 本町のグリーンツーリズムの拠点である前森高原について、魅力ある施設の整備とソフト開発を図るとともに、自然を生かした美しい景観づくりを進める。
- 観光ガイドやネイチャーガイド、旅館観光業従事者の育成強化事業を行う。
- 魅力ある体験型観光地域及び自然学習圏の形成の一環として、最上白川、最上小国川沿いに遊歩としてのサイクリングロード・遊歩道の整備を図る。
- 最上小国川未来振興機構による最上小国川の治水対策による安全安心の確保と流域の地域振興を図るため、機構による振興計画を推進する。

エ 就業の促進

- 町内企業の魅力を発信し、若者にとって魅力があり、働きがいのある雇用の場を目指す。
- 職業能力強化と就労者福祉を推進し、雇用の安定を図っていく。
- 働き方改革による雇用環境の整備を促進する。
- 性別、年齢、国籍等の差別のない雇用支援を行う。

オ 地域の持続的発展のための分野別目標

目標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
農業生産額	58.1億円	60億円
新規就農者	25人	30人
銃猟免許取得者数	29人	34人
観光客入込数	85万人	98万人

(5) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	水田畑地化基盤強化対策事業	最上町	
		農業基盤整備事業	山形県 最上町	
		農業用水確保対策事業	最上町	
		簡易排水対策事業	最上町	
		ソバ汎用コンバイン・選別計量機等 整備事業	最上町	
	林業	林道開設等支障木伐採収集事業	最上町	

	水産業	稚鮎等放流業及び鮎等増殖支援強化事業	最上町		
(3) 経営近代化施設 農業		強い農業・担い手づくり総合支援事業	最上町		
		みどりの食料システム戦略構築事業	最上町・ 個人・団体	補助	
	林業	森林林業再生事業	個人・団体	補助	
(6) 起業の促進		農観商エビジネスチャンス支援事業	個人・団体	補助	
	(9) 観光又はレクリエーション		親水空間整備事業	最上町	
			富沢地区本城堰取水堤魚道設置事業	山形県	負担
			道の駅整備事業	最上町	
			赤倉温泉スキー場整備事業	最上町	
			赤倉ゆけむり館整備事業	最上町	
			河川ライブカメラ設置事業	最上町	
			堺田分水嶺観光設備整備事業	最上町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業		経営所得安定対策事業	最上町	
			農業経営基盤強化促進事業	最上町	
			未来を育む農業担い手育成支援事業	最上町	
			多様な農業経営体組織化推進事業	最上町	
			担い手経営支援利子補給事業	最上町	
			新規就農者育成総合対策支援事業	最上町	
		新規就農者育成支援事業	最上町		
	機構集積協力金交付事業	最上町			
	農地集積・集約化対策推進交付金事業	最上町			
	農業振興育成対策事業	最上町			

	畜産振興事業	最上町	
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）	個人・団体	補助
	畜産生産持続強化支援事業	個人・団体	補助
	採草・放牧事業(機械・施設整備含む)	最上町	
	園芸やまがた産地発展サポート事業	団体	補助
	園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業	団体	補助
	いきいきハウス活用事業	最上町	
	中山間地域等直接支払交付金事業	最上町	
	多面的機能支払交付金事業	最上町	
	環境保全型農業直接支払交付金事業	最上町	
	鳥獣被害防止総合対策交付金事業	最上町	
	有害鳥獣被害対策推進事業	個人・団体	補助
	魅力ある米づくり推進事業	最上町	
	ソバ消費拡大事業	最上町	
	ソバ収穫調整受託事業	最上町	
	地産地消推進事業	最上町	
	内水面漁業等振興事業	最上町	
	森林整備地域活動支援事業	最上町	
	緑環境保全事業	最上町	
	山の幸振興対策事業	個人・団体	補助
	森林保全推進事業	最上町 個人・団体	補助
	農山漁村活性化交付金事業	最上町 個人・団体	補助
商工業・6次産業化	特産品開発支援事業	最上町	

	名古屋アンテナショップ整備委託事業	最上町	
	おいしい最上販路開拓事業	最上町	
	勤労者生活安定資金貸付事業	最上町	
	商工業振興補助金交付事業	商工会	補助
	信用保証協会保証料給付事業	最上町	
	中小企業運転資金利子補給事業	団体	補助
	もがみ人材育成事業	個人	補助
	魅力ある地域資源活用創出事業	最上町	
	雇用創出支援事業	最上町	
	産直施設活性化事業	最上町	
観 光	最上町観光協会補助金交付事業	観光協会	補助
	観光宣伝・誘客事業	最上町	
	教育旅行誘致事業	最上町	
	国際交流観光推進事業	団 体	補助
	各種観光団体活動支援事業	団 体	負担
	旅行地周辺道路沿い整備事業	最上町	
	登山道整備事業	最上町	
	道の駅運営事業	最上町	
	前森高原施設運営事業	最上町	
	赤倉温泉スキー場運営事業	最上町	
	内水面観光振興事業	最上町	
企業誘致	企業立地促進事業	個人・団体	補助

		企業誘致促進奨励事業	団 体	補助
	その他	地籍調査事業	最上町	
	基金積立	森林環境譲与税基金積立	最上町	
	(11) その他	みつざわ未来創造館らいず整備事業	最上町	
		産業振興センター整備事業	最上町	

(6) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
最上町内全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

(ア) 製造業

平成28年の経済センサス・活動調査によると、町の製造業数は35事業所となっている。地域資源を活用した食品加工や、高度な技術を持った精密機器の製造、プラスチック容器の製造など多様な製造業が営まれており、当町の雇用の創出という面で地域経済に大きく貢献している。

さらなる地域経済の活性化のため、新たな商品開発、技術開発やブランド化にむけて支援をしていく。

(イ) 旅館業

当町では、古くから湯治場が栄え、赤倉温泉・瀬見温泉・大堀温泉と3つの温泉があり、旅館業も主力産業として地域経済を牽引してきた。しかしながら、昨今、団体旅行から個人旅行が中心となる観光スタイルの変化による影響から、年々観光客は減少傾向となっている。今後は社会構造の変化やインバウンドの推進も見据え、観光客が利用しやすい施設整備の推進と継続的な施設運営の支援をしていく。

(ウ) 農林水産物等販売業

現在、本町における農林水産物等販売所は、5団体で事業展開されている。また、それらを下支えする生産者グループも定着し、それぞれの地域特性を活かした地域密着型の産業に発展してきている。なかには、町のふるさと納税返礼品に寄与する特産物や昔を懐かしむ忘れられない味の伝承など、産直活動を通じた地域の活性化に欠かせない産業となっている。

しかしながら、消費者ニーズの多様化により、農産物や特産品の品揃いに乏しく、特に冬季における活動は限定的で、新たな起爆剤となりうる事業展開が求められている。また、6次産業化を実践してきた各団体の高齢化と後継者育成、新生活様式に対応した販路の拡大、新たな作物の導入等を図りながら、地場産品の付加価値を向上させ、最上町産ブランドの確立を目指す。

(エ) 情報サービス業等

当町において、現在情報サービス業等に属する事業所は存在しないが、既設の光ケーブルによる高速通信網が町内全域に整備されていることから、地理的条件が比較的少ない業種であり、今後は情報サービス業等のサテライトオフィスの誘致やリモートワーク環境整備などの推進を図っていく。

(7) 公共施設等総合管理計画等との整合

「最上町公共施設等総合管理計画」及び「最上町個別施設計画」と整合を図り、適切に事業を実施する。

4 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

近年、高度情報化の進展に伴い、企業・団体の業務の効率化が進み、また個人においてもスマートフォンやタブレット型端末が急速に普及したことで、情報の取得がより手軽に行えるようになり、同時に行政が提供するサービスのオンライン化が進んでいる。

コロナ禍におけるデジタル化の急速な進行と新たな働き方の導入が進み、過疎地域であっても働きやすい環境整備と、AI・IoT・5Gなどのデジタル技術の導入が求められている。今後は光ファイバー網を有効に活用しながら、教育や産業、医療・福祉など、あらゆる分野でのデジタル化の推進を図るとともに、積極的なICTの活用により、地域経済の活性化や雇用の創出、農林業の生産性や所得の向上、担い手の育成などを支援していく。また、マイナンバーカードを活用した行政手続きの電子化の推進と住民サービスの向上を図っていく。

併せて、広報紙や町ホームページの充実を図るとともに、SNSなどのメディアの活用により、積極的な情報発信を図りながら、町内外との情報の共有化を推進していく。

(2) 現況と問題点

ア 電気通信施設の整備

本町の防災行政無線は、電波法改正により、電波の送信形態をアナログ方式からデジタル方式への転換が必要となったため、平成 30 年度から令和2年度の3か年で設備のデジタル化を実施した。また、近年の高気密住宅の増加等に伴い、室内での聴取が困難な世帯が出てきているため、室内用の戸別受信機とスマートフォンやタブレット端末に文字情報を伝達するアプリケーションの普及促進を図っている。

通信網の整備については、平成 25 年度に光ファイバーによる高速通信網の整備を行い、町内全地域において超高速・大容量のインターネット利用の環境が実現した。これにより情報地域格差の解消が図られたが、今後は加入者や利用者の拡大と、過疎地域であっても働きやすい環境を整え、新たに働く場を創出するため、デジタル技術を活用できる人材の育成と確保が必要である。

町内の主要施設及び避難所には、無線 LAN によるフリーWi-Fiを利用できるインターネット機器を導入し、有事においても常に住民が必要な情報を取得できるよう環境整備を行った。

また、テレビについては、個人住宅によるアンテナ受信と山地の地形的な理由により集落等による共同受信施設による受信があり、共同受信施設での受信が町の6割程度を占めていることから、災害に強い施設にしておく必要がある。

イ 情報化の推進

本町では平成 29 年 3 月に改訂した第3次地域情報化計画のもと、行政と地域が一体となって ICT を総合的・効果的に活用し、住民生活の質の向上を図る取り組みを行っている。

令和元年に施行された、「デジタル手続法(デジタルファースト法)」により、電子自治体の推進が図られ、行政手続きの電子化について、自治体に努力義務が課された。

本町においても、地域福祉、産業や教育など多様な分野におけるデジタル化を推進し、さらなる町民サービスの向上と行政運営の高度化・効率化をより一層推進するため、セキュリティ対策を講じながら、既存システムの見直しと新規システムの計画的な導入を進めていく。

(3) その対策と目標

ア 電気通信施設の整備

- 防災行政無線施設の定期点検を実施し、修繕及び改修を行いながら、安定的で迅速な情報発信に努める。
- 公共施設等への公共無線LANの整備について、維持管理を行いながら、安定的な情報通信を推進する。
- 防災行政無線アプリの普及啓発を図る。
- 光回線の接続について、普及啓発を図る。

イ 情報化の推進

- 住民サービスの向上と情報保護及び行政運営の効率化を目指し、行政システム等のクラウド化を推進していく。
- ICTを活用した満足度の高い行政サービスの最適化と利便性の向上を図る。
- 新庄最上定住自立圏形成協定に基づき、圏域マネジメント能力の強化に係る情報の共有・発信分野事業について圏域市町村と連携により推進する。

ウ 地域の持続的発展のための分野別目標

目標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
ホームページへの年間アクセス件数	241,420件	265,000件
防災無線アプリ登録件数	2,300件	3,000件

(4) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政無線施設修繕及び改修事業	最上町	
	ブロードバンド施設	公共無線LAN整備事業	最上町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	デジタルトランスフォーメーション推進事業	最上町	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「最上町公共施設等総合管理計画」及び「最上町個別施設計画」と整合を図り、適切に事業を実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

これまでの過疎対策において、地域内あるいは都市地域との交通確保における格差是正を重視した結果、町道等の整備は着実に進んできたが、冬期間の安全確保にむけて国道、県道、町道における防雪柵等の設置及び流雪溝等の整備を早急に進める等、少子高齢化社会に対応できる社会生活基盤づくりを積極的に進めていくことが必要である。

新たな交流や生活を支える道路交通網体系では、基幹道路である国道47号、県道における主要地方道及び一般県道はほぼ整備済みとなっているが、県道において県境の山間部と集落の一部が未改良である。また、宮城県境付近の国道47号の改良が未整備であるため、県道整備と併せて、全線早期整備にむけた促進が必要である。

町民の生活実態に即した公共交通体系の整備では、町内全域を対象とした予約制乗合バス(デマンド型)の運行を実施している。

(2) 現況と問題点

ア 国県道及び町道の整備

道路については、町の中央部を横断する国道47号が1路線、主要地方道2路線、一般県道5路線、各級町道172路線からなり、国道47号を基幹に枝状の道路網を形成している。

整備状況としては、国道は改良・舗装率とも100%であり良好な状態にあるが、主要地方道はなお一層の整備促進を図る必要があり、未整備部分が残る一般県道についての整備も大きな課題となっている。

一方、町道については、1級町道の改良率は94.7%、舗装率97.2%、2級町道は改良率が80.7%、舗装率86.0%と整備は着実に進んでいる。しかし、住民に最も身近な生活路線である、その他の路線は、集落地域から外れている部分が多いこともあり、改良率57.1%、舗装率67.5%と低い整備状況にあり、集落内の道路整備と併せて整備促進を図っていかねばならない。

【道路整備状況】

区分	路線数	実延長(m)	改良済延長(m)	改良率(%)	舗装済延長(m)	舗装率(%)	
国道	1	23,960	23,960	100.0	23,960	100.0	
県道	7	54,315	30,558	56.3	37,833	69.7	
町道	172	128,859	88,868	69.0	98,964	76.8	
内 訳	町道1級	13	22,325	21,139	94.7	21,707	97.2
	町道2級	17	29,063	23,459	80.7	24,983	86.0
	町道その他	142	77,472	44,270	57.1	52,274	67.5

(令和7年4月1日現在)

また、町道の除雪体制は、年々充実・強化されてきており、令和7年度の除雪延長は83.2kmとなっている。しかし、本町の冬期間の気象は降雪量が多く風が強いという特徴があるため、本町に多く見られる道路幅員の狭い未改良路線では、集落内の機械除雪に十分な機能が発揮できないといった地区が多い。また、国道及び県道における歩道除雪の問題も、冬期交通の安全確保の上で解決しなければならない課題である。加えて除雪オペレーターの高齢化や担い手不足が深刻化してきている。

【町道除雪状況】

除雪区分	管理延長	機械除雪							内、歩道除雪		消雪					駐車場	
		路線		延長	内訳				路線	延長	路線	延長	内訳			箇所	面積
		延路線	実路線		1級	2級	その他	認定外					1級	2級	その他		
直営除雪	km	線	線	km	km	km	km	km	線	km	線	km	km	km	km	箇所	m ²
		35	32	20.2	7.6	2.0	10.4	0.2								6	14,000
委託除雪	128.8	142	129	58.5	14.6	16.0	22.1	5.8	8	4.3	3	0.2	0.1		0.1	18	9,200

(令和7年度)

イ 農道、林道の整備

農林道の整備は主に補助事業として進められてきたが、今後とも効率的な農林業経営のため、より一層の促進が必要である。特に林道については、県代行事業を含め、林業振興のみならず、森林散策や森林環境教育等にも活用できるよう路線を整備する。

ウ 持続可能な地域公共交通体系の整備

本町の鉄道路線はJR陸羽東線が東西に走り、町内に7つの駅を有している。平成11年12月には、山形新幹線が新庄駅まで延伸され、東北新幹線の古川駅までと併せて陸羽東線を介した両新幹線へのアクセスが可能となった。観光客を含めた鉄道利用客の円滑な輸送を行い、山形・宮城両県域間の交流を図る意味でも新庄—古川間を結ぶ直通便が重要である。また、身近な公共交通手段としてのバス運行については、山形交通バス路線の廃止により、平成3年度から町営バスの運行が開始され、従来の運行路線を各集落まで拡大した。しかし、高齢化の進展を踏まえ、安心して外出ができる環境整備のため、

令和3年度より、町内全域を対象とした予約制乗合バスの運行を実施しています。今後も地域住民の移動利便性向上のために、車両の整備や運転手の確保に推進していきます。

(3) その対策と目標

ア 国県道及び町道の整備

- 地域住民の交通手段を確保し、快適な利用環境が得られるよう関係施策を推進する。
- ダブルネットワークによる国道47号及び高規格道路の整備と主要地方道、一般県道の整備促進を図り、広域生活圏の確立並びに安全で安心な冬期交通の確保を図る。
- 町民の生活に最も身近な生活道路は、車道・歩道を含めた整備や維持修繕を進めるとともに、現在の道路網を基本にした基幹循環道の整備拡充を進める。
- 高齢社会の進展にともない、克雪住宅や消流雪溝整備等、総合的な除排雪体系の確立を目指す。
- 道路事情にあった効率的な機械除雪を強化し、吹払柵等の防風雪対策の拡充や防雪林の活用を進めるとともに、農業用水の調整利用による流雪溝・側溝の整備を行い、流雪溝を中心とした克雪モデル集落づくりを進める。
- 町内を周回する道路形態をつくるため、集落間を結ぶ道路整備及び観光・レクリエーション基地を結ぶ道路の整備を目指す。

イ 農道、林道の整備

- 円滑な農業生産活動が可能となるように、農道の整備を図っていく。
- 計画的な森林整備や効率的な林業経営にむけ、県代行事業を含め、基幹林道の整備及び維持修繕を図る。

ウ 持続可能な地域公共交通体系の整備

- 地域活性化と利用者のニーズに応じた、予約制乗合バスの安定的な運用管理を行う。
- 将来を見据え計画的な車両の更新、運転手等の担い手の確保に取り組む。

エ 地域の持続的発展のための分野別目標

目標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
個別施設計画に基づく改修路線数	16路線	31路線
予約制乗合バスの運行割合(全区域)	58.9%	60.0%

(4) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道 道路	町道上鶴杉中学校線道路改良事業 L=900m W=4.0(5.0)m	最上町	
		町道月楯向町線道路改良事業 L=1,150m W=5.5(7.0)m	最上町	
		町道楯ノ内若宮線道路改良事業 L=360m W=5.5(7.0)m	最上町	
		町道若宮最上温泉線道路改良事業 L=900m W=5.5(7.0)m	最上町	
		町道野頭中線道路改良事業 L=180m W=4.0(5.0)m	最上町	
		町道愛宕山駅前線道路改良事業 L=160m W=5.5(7.0)m	最上町	
		町道向町駅前線道路改良事業 L=150m W=4.0(5.0)m	最上町	
		町道湯ノ原末沢線道路改良事業 L=300m W=5.5(7.0)m	最上町	
		町道仲神小倉見線道路改良事業	最上町	
		町道山刀伐峠線道路改良事業	最上町	
		県道最上小野田線道路改良事業	山形県	負担
		県道道路側溝整備事業	山形県	負担

	町道道路側溝整備事業	最上町	
	町道法田上線流雪溝整備事業 L=600m	最上町	
	町道赤倉線流雪溝整備事業 L=550m	最上町	
	瀬見地区導水路整備事業 L=450m	最上町	
	町道舗装修繕事業	最上町	
	赤倉地区道路消雪事業	最上町	
	瀬見地区道路消雪事業	最上町	
橋りょう	橋りょう修繕・長寿命化事業	最上町	
その他	若宮地区排水路整備事業	最上町	
	富沢地区急傾斜地対策事業	山形県	負担
	瀬見地区急傾斜地対策事業	山形県	負担
	瀬見地区内水対策事業	最上町	
(2) 農 道	東部農道舗装事業 L=2,900m W=5.0(6.0)m	最上町	
	立小路、本城農道舗装事業 L=800m W=4.0(5.0)m	最上町	
(3) 林 道	林道奥の細道最上線整備事業 L=3,949m W=4.0(3.0)m	山形県	
	林道維持修繕事業	最上町	
(8) 道路整備機械等	除雪機械整備事業	最上町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	町道除雪事業	最上町	
	道路橋長寿命化調査事業	最上町	
	舗装長寿命化調査事業	最上町	
	予約制乗合バス 運行管理事業	最上町	
	予約制乗合バス購入事業	最上町	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「最上町公共施設等総合管理計画」及び「最上町個別施設計画」と整合を図り、適切に事業を実施する。

6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

少子高齢社会の進展にともない、「安全で安心して暮らせる支え合いのまちづくり」が、生活環境面での整備を進めていくうえでの重要課題である。その具現化については、住民の生活目線に即した施策展開にくわえ、主体的な住民自治活動との良好なる協働関係が不可欠である。

この課題は、特に冬期間における生活環境のあり方に大きく影響するため、克雪・利雪対策においては、ハードとソフトの両面から施策を展開していく必要がある。

また、若年層を中心とした定住促進にむけて、良好な住宅地の提供や生活ライフライン等の身近な生活環境の整備を図っていく。

(2) 現況と問題点

ア 住宅及び水の確保

(ア) 公営住宅

町の公営住宅施設は、13団地93世帯分があり高い利用率となっているが、現代における家族形態の変化や将来に向けた若者定住化対策などを考慮すると、住宅のバリアフリー化や若い世代の生活様式を考慮した設計など、時代に沿った公営住宅の建設と魅力ある豊かな住環境整備の検討が必要である。

また本町は、全域が特別豪雪地帯に指定されており、冬期間の厳しい自然条件にあっても快適に生活できるような克雪型住宅と町内産材を活用した住宅の研究も併せて進めていく必要がある。

(イ) 水道施設

本町の水道施設は、上水道6施設、小規模水道1施設となっており、普及率は微増ながら向上してきている。しかしながら、少子高齢化により今後給水需要量は、年々減少傾向で推移すると予測されるなか、施設の老朽化の進行や地震等の自然災害による破損リスクなどを考慮し、個別の状況に応じて優先順位を付け、計画的に更新を進める必要があるため、料金改定を含めた財源確保が課題となっている。

イ 汚水及び廃棄物の処理

(ア) 下水処理施設

家庭の台所などから排出される生活雑排水や工場・事業所排水が公共水域に大量に流れ込み、河川などの水質の低下を招く結果となっている。町内の河川は農業用水の水源として重要な役割を担っているほか、内水面漁業にも利用されており観光資源としても大きな注目を集めている。その環境保全に積極的に取り組むためにも、下水処理施設としての合併処理浄化槽の普及促進を図っていく必要がある。

(イ) 廃棄物処理施設

ごみとし尿処理に関しては、最上郡内8市町村が組織する最上広域市町村圏事務組合にて、広域的な共同処理施設を設けている。資源循環型の地域社会を形成するための中心的な役割を担う施設として稼働している。しかし、計画的に修繕が必要な時期を迎え、施設の長寿命化のための整備が必要となっており、ごみ減量施策

を推進し、発生抑制と資源化の推進に努めていく必要がある。

ウ その他快適な生活環境の整備

(ア) 消防施設

本町の消防体制は、広域消防本部東支署1・分団 13 で構成され、消防団員については令和7年4月1日現在、500 名の定員に対して 368 名となっており、減少傾向が続いている。社会構造の変化により団員の就業形態が変化していることが理由として考えられ、各地域の日中の災害時には出動可能人員が少ない状況である。確実な消防機能の確保と施設及び装備の充実が課題となっている。

また、散在している集落の多い本町にとって、総合的な防災体制の充実及び防災意識の向上、組織体制の育成強化を進めていくためにも自主防災組織の育成が急務である。

(イ) 克雪、利雪及び親雪対策の推進

冬期間でも安全で安心な快適な生活を実現し、雪と共生した活力ある生活環境を整備するために、行政と地域住民が一体となった総合的・計画的な克雪対策の一層の充実と利雪・親雪対策を推進する。

特に克雪住宅の普及促進、消流雪溝の整備など、きめ細かな除排雪体制の整備や行政と住民の連携による雪に強いまちづくりを推進する。

(3) その対策と目標

ア 住宅及び水の確保

(ア) 公営住宅

- 現在の公営住宅の長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化を図る。
- 老朽化した公営住宅の改修を計画的に進める。現代の生活様式を考慮した住宅や魅力ある居住環境の整備を図る。

(イ) 水道施設

- 年々減少傾向にある水需要対策として未契約者への啓蒙・普及の強化と、経営戦略に基づき、今後安定した経営を行うため、料金改定を実施する。
- 安全で良質な水道水を効率的に供給するため、関係施設の整備推進を図る。
- 未給水区域の解消を図るため、水道未普及解消などの事業を推進する。
- 水道施設設備の老朽化に伴い、水源地のポンプ交換等を計画的に実施していく。
- 各上水道施設間の配水区域を連結する。
- 新庄最上定住自立圏形成協定に基づく生活機能の強化に係る生活・環境分野の水道事業共同管理運営事業について圏域市町村と連携し推進する。

イ 汚水及び廃棄物の処理

(ア) 下水処理施設

- 公共水域の水質保全、衛生的な生活環境づくりを行うために、公共浄化槽等整備推進事業により合併浄化槽の普及を図り、清潔で住みよい環境の保全に務めていく。
- 下水処理施設設備の老朽化に伴い、電気・機械設備を計画的に修繕していく。
- 新庄最上定住自立圏形成協定に基づく生活機能の強化に係る生活・環境分野の下水道施設の共同管理事業について圏域市町村と連携し推進する。

(イ) 廃棄物処理施設

- 新庄最上定住自立圏形成協定に基づく生活機能の強化に係る生活・環境分野のごみ処理施設の共同管理運営事業について圏域市町村及び最上広域市町村圏事務組合との連携を密にして、廃棄物の収集・処理体制の整備充実を進め、ごみ減量化に向けた活動を行っていく。
- 地域・団体の衛生意識を高める施策を図り、町の美化運動を展開していく。
- 家庭雑排水対策を推進し、河川の浄化や環境汚染の防止に努める。

ウ その他快適な生活環境の整備

(ア) 消防施設

- 消防車両や消火栓などの消防施設整備を計画的に進めるとともに、各種訓練や講習を通して消防団員の資質の向上及び育成を図る。
- 女性団員を中心とした火災予防運動、防火意識の高揚を図っていく。また、自主防災組織を効果的に機能させるためにも、防災士等の育成に取り組み、地域での災害時の防災力の向上に努める。
- 災害時の避難場所の整備、食料や防災資機材等の備蓄を計画的に進め、災害への対応力を備えた環境の整備を図る。
- 消防用施設の長寿命化対策を行いながら、維持修繕や改修を計画的に進めていく。

(イ) 克雪、利雪及び親雪対策の推進

- 住民と行政との協働によるきめ細やかな除排雪体制の整備・運用を図る。

エ 地域の持続的発展のための分野別目標

目 標 名	現 状 値 (令和6年度)	目 標 値 (令和12年度)
合併浄化槽設置基数	805 基	955 基
自主防災組織数	94%	100.0%

(4) 計 画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
---------------	--------------	------	------	----

5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水道施設電気・設備改修事業	最上町	
		水源地井戸ポンプ交換事業	最上町	
		配水管布設事業	最上町	
		老朽管更新事業	最上町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	処理場施設電気・機械設備改修事業	最上町	
		管渠・マンホールポンプ改修事業	最上町	
		下水道管布設事業	最上町	
	農村集落排水施設	下立小路地区農業集落排水施設・設備改修事業	最上町	
	その他	公共浄化槽等整備推進事業	最上町	
	(5) 消防施設	消防用施設整備事業	最上町	
		消防団車両整備事業	最上町	
		最上広域消防本部新庁舎建設事業	最上広域市町村圏事務組合	負担
	(6) 公営住宅	公営住宅修繕・長寿命化事業	最上町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	新築住宅支援事業	個人	補助
		最上町住宅リフォーム支援事業	個人	補助
		木造住宅耐震診断改修支援事業	個人	補助
		克雪化住宅支援事業	個人	補助
		公営住宅長寿命化計画策定事業	最上町	
		雪対策総合交付金事業	個人	補助
		雪国の生活にやさしいまちづくり支援事業	社会福祉協議会	補助
	環境	ごみ減量化促進対策事業	最上町	
最上広域衛生施設設備更新事業		最上広域市町村圏事務組合	負担	

	防災・防犯	消防団員安全装備品整備事業	最上町	
		自主防災組織育成事業	最上町	
		地域防災リーダー育成事業	最上町	
		防火用水確保対策事業	最上町	
	基金積立	公共施設等適正管理基金積立	最上町	
(8) その他	水道未普及地域対策事業	最上町		

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「最上町公共施設等総合管理計画」及び「最上町個別施設計画」と整合を図り、適切に事業を実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

令和7年3月に策定された「第3次もがみすこやか子どもプラン」では町子ども・子育てに関する基本理念を「子どもすこやか ささえあい 安心子育て(ち)のまち もがみ」としている。子どもたちの健やかなる育ちを第一に据え、町や地域が子育て家庭に寄り添い、子育ての負担や不安、孤立感を和らげる支援が必要である。各家庭における多様な「希望」が叶えられる社会を目指すため、子育て支援環境の充実を図っていく。子どもたちが健やかに生まれ、豊かな環境の中でびのびと育つことで、郷土愛を育み、町に住み続けたいくなるよう、地域全体で子どもの育ちと子育てを支援するための指針となる「子育て憲章」を制定し、子育て環境を整える。

本町の高齢化率は44.4%(令和7年4月現在)となっており、この比率は年々上昇している。本町では、健康と福祉の町づくりを礎とした「ウェルネスタウン構想」を策定し、これを基に保健・医療・福祉・介護の連携による「最上町地域包括ケアシステム」を構築し、種々の施策に取り組んでいる。また、「最上町高齢者保健福祉計画」及び「最上町介護保険事業計画」、「ウェルネスタウン最上21」の各計画に基づきながら、高齢者が地域社会のなかで生きがいを持って生活できる環境づくりをすすめるとともに、心身の機能を維持しできる限り自立した生活を送れるよう、保健・医療・福祉・介護関係団体及び住民が一体となって施策の展開を図ってきた。今後も、最期まで住み慣れた地域で安心していきいきと生活していくための、自助・互助・共助・公助による見守りと支え合いの仕組みづくりや相談機能の充実、介護予防等の推進が必要である。

また、社会的弱者と称される高齢者や障がい者が、地域社会の一員として健全な社会生活を営んでいけるよう、過疎地域においても、自立した家庭生活、社会活動を行うための円滑・安全な移動手段の確保、社会生活にかかわりの深い公共的施設の整備等において、高齢者や障がい者にやさしいまちづくりを推進していく。

(2) 現況と問題点

ア 子育て支援

本町では、もがみすこやか子どもプランや最上町幼児教育課程等の実践により、児童の保健と福祉の向上を図っているが、核家族やひとり親家庭の増加、少子化の進行、女性の就労機会の増加による保育需要の低年齢化と増加、子育て世代における子育てに対しての不安やストレス等の増加等が近年の変化として顕著化している。また、子ども自身における変化として、少子化により一人遊びによる人間関係の希薄化や体力・運動能力の低下があげられる。このため、子育てへの精神的、経済的不安、さらには妊娠、出産による育児と仕事の両立への不安等の解消にむけて、行政と地域・関係機関・団体との連携を密にし、妊娠・出産・育児の切れ目のない包括的な支援の取組みを強化することが求められている。また、施設的环境面においては、老朽化による対策も必要となっており、計画性をもって施設の長寿命化を図っていかなければならない。

本町では、幼児保育と幼児教育の一元化にむけた指針「最上町幼児教育課程」に基づき、幼保と小学校の円滑な接続に向けた育ちと学びの連続性を意識した本町独自の取組みを行っている。また、平成21年度に「最上町次世代育成支援対策後期行動計画」を策定し、平成26年度に第1次「もがみすこやか子どもプラン」を策定し、現在は第3次となる「もがみすこやか子どもプラン」に継承している。

また、令和4年に「最上町子育て憲章」を制定し、子育て環境や教育環境が整った地域社会の実現を目指し、町民総参加による子育て・子育てのまちづくりを推進する。

本町では幼児数に応じた施設の整理、統合を進め、令和2年度より認定こども園1施設、保育所1施設の計2つの公立施設を置き、幼保統一カリキュラム「最上町幼児教育課程」に則り、教育、保育が行われており、本町の

豊かな自然と文化に直接触れる体験等を多く取り入れるなど、質の高い幼児期の教育・保育の提供に取り組んでいる。

急激な少子化が進む一方、子育てに対する考え方が多様化する中、全ての子どもと子育て世帯への切れ目ない支援と相談に対応するためのこども家庭センターを令和7年に設置した。また、平成31年から子育て支援センターを直営運営することで、様々な保護者のニーズに応えられる体制づくりに努めている。また、小学生が放課後や長期休み等を友だちと一緒に過ごせる居場所として、巡回型の遊び場整備事業を展開するため令和7年度から順次遊具、備品等を整備し、地域と連携した本町らしいこどもの居場所づくりを推進していく必要がある。

さらに、NPO団体等への委託事業として実施している「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室」についても、今後も継続した事業推進を図っていく必要がある。

子どもを取り巻く環境は日々変化しており、行政と地域・行政と民間団体等が連携し、支援の方法や支援範囲の分担など、より多くの分野での連携が求められている。

イ 高齢者等の保健・福祉

保健・医療・福祉・介護の地域包括ケア拠点施設であるウエルネスプラザについては、平成6年度の事業着手から平成11年度の認知症高齢者グループホーム・高齢者生活福祉センターの完成に至るまで、計画的な整備が進められてきた経緯がある。今後も充実した施設群の活用とこれまで長年にわたり培ってきたソフト面を生かして、実りある高齢者保健福祉施策を実施していく必要がある。

現状として、当町においては2035年に75歳以上人口がピークを迎えることから後期高齢者の単身世帯や夫婦世帯が増え続けており、日常生活に支援が必要な高齢者に対して、自立した在宅生活を継続できるよう生活援助を行い、要介護状態への進行及び、要介護状態の悪化の防止が必要である。地域ぐるみでサロン活動をはじめとした見守り活動や身近な相談機能の充実、百歳体操などの介護予防の推進が必要であるため、医療・保健・福祉関係団体はもとより、公民館活動や地域コミュニティ活動と連携を図りながら、地域により密着した取り組みを行っていく必要がある。

ウ 障がい者福祉

平成18年から三障害すべての相談窓口が市町村に一本化されてから、相談機能と施設入所等の支援を充実してきた。さらに障害者総合支援法が制定され、制度の間となっていた特定疾患(難病)患者へと対象範囲が拡大し、就労支援や入所者等の地域生活への移行推進が強化された。これに合わせ、受け入れ先となるサービス事業所数が年々増加しており、障がい者が分け隔てられることなく個性を發揮し、社会参加できる場所が確保され始めている。今後も引き続き、バリアフリーを念頭においた公共施設の整備・改善に力を入れ、ボランティア活動や民間福祉活動の振興を推進していく必要がある。

(3) その対策と目標

ア 子育て支援

- 妊娠、出産、子育ての各期において行政と地域と家庭が一体となって連携し、切れ目ない支援を提供するとともに子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進める。
- 安全安心で快適な保育環境維持のため、既存保育施設の長寿命化を図り、今後の児童数に応じて維持修繕及び改修、除却を実施していく。

- 安心安全に幼児の送迎を行うため、老朽化した幼児送迎用バスの更新を図る。
- 児童虐待等の問題対処にむけ、関係機関のネットワーク化を図る。
- ひとり親家庭の自立にむけた相談機能の充実を図る。
- 多様なニーズに応える質の高い幼児期の教育・保育の充実を図り、特別支援教育につながる早期支援のための巡回相談を継続していく。
- 子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、病児保育事業について、町民が利用しやすい支援が実施できる体制づくりを推進する。
- 保育を必要とする児童に安全で安心して過ごせる放課後の居場所を提供する放課後児童クラブを継続実施していくとともに、地域のなかで児童が学び交流しあう環境づくりを進めていく。
- 巡回型の遊び場事業の地域開催を検討し、子どもが自由に遊べる屋内遊び場整備の推進を図る。
- 新庄最上定住自立圏形成協定に基づく生活機能の強化に係る福祉分野事業について圏域市町村と連携し推進する。

イ 高齢者等の保健・福祉

- 関係機関・集落地域を中心とし機能的・体系的・効率的なサービスを展開していくとともに、元気な高齢者も介護を必要とする高齢者も共に快適な生活を送ることのできるまちづくりのための諸施策を行っていく。
- 地域の様々な資源を統合、ネットワーク化し、個々の高齢者の状況の変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を継続的かつ包括的に提供する地域包括ケアシステムを推進する。
- 災害時の自助・互助・共助・公助の意識向上を図り、地域での高齢者等要援護者の避難体制を支援する。
- 老朽化が懸念されるふれあいの里の施設について、計画的かつ適正な維持修繕及び改修を行っていく。
- 保健・医療・福祉・介護の地域包括ケア拠点施設であるウエルネスプラザについては、施設の長寿命化対策を図り、維持修繕を実施していく。

ウ 障がい者福祉

- 障がい者が住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送れるよう地域社会の体制整備を図る。

エ 地域の持続的発展のための分野別目標

目標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
巡回型遊び場の実施回数	—	10回
地域ケア会議の開催数	3回	3回

(4) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	児童福祉施設改修除却事業	最上町	
		保育所におけるICT化推進事業	最上町	

	巡回型屋内遊び場整備事業	最上町	
	幼児送迎用バス更新事業	最上町	
(3) 高齢者福祉施設 その他	ふれあいの里施設改修事業	最上町	
	ウェルネスプラザ修繕及び改修事業	最上町	
(4) 介護老人保健施設	やすらぎ設備修繕及び改修事業	最上町	
	医療機器整備事業	最上町	
(7) 市町村保健センター及び こども家庭センター	こども家庭センター事業	最上町	
(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	開設地域子育て支援拠点事業	最上町	
	乳児等通園支援・一時預かり事業	最上町	
	病後児保育事業	最上町	
	子育て医療給付事業	最上町	
	出生育児応援交付金事業	最上町	
	家庭保育応援給付金事業	最上町	
	入学祝金給付事業	最上町	
高齢者・障害者福祉	認知症対策事業	最上町	
	緊急通報システム事業	最上町	
	自立支援給付事業	最上町	
	ねたきり老人等介護者激励金支給事業	個人	補助
	要介護者おむつ支給事業	最上町	
	いきいきデイサービス事業	最上町	
	敬老会開催事業	最上町	
	高齢者生活福祉センター運営事業	最上町	

	長寿祝金贈呈事業	最上町	
	老人クラブ運営費補助事業	最上町	
	軽度生活支援事業	最上町	
	福祉タクシー券給付事業	最上町	
	高齢者見守り事業(ICT活用)	最上町	
健康づくり	保健指導事業	最上町	
	健康診断事業	最上町	
	高齢者予防接種事業	最上町	
	健康ポイント事業	最上町	
	元気高齢者づくり事業	最上町	
	妊産婦健康診査事業	最上町	
	産後ケア事業	最上町	
	乳幼児予防接種事業	最上町	
	乳幼児健診事業	最上町	
	ふれあいの里施設運営事業	最上町	
	ウエルネスプラザ健康福祉増進施設運営事業	最上町	
その他	民生児童委員協議会補助金交付事業	民生児童委員	補助
	地域福祉推進事業補助金交付事業	社会福祉協議会	補助
	社会福祉協議会補助事業	社会福祉協議会	補助
	直営診療施設等人材育成修学資金貸与事業	最上町	
	骨髄ドナー助成事業	個人	補助
	看護師育成修学資金	最上町	

		出生育児応援交付金事業	最上町	補助
	積立基金	子育て医療給付事業(基金積立)	最上町	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「最上町公共施設等総合管理計画」及び「最上町個別施設計画」と整合を図り、適切に事業を実施する。

8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

本町では、医療・保健・福祉を一体化した拠点施設「ウエルネスプラザ」を有しており、その施設機能を十分に発揮させるには、町立病院のハードとソフト両面での整備が必要となっている。

なかでも医師を始めとした医療スタッフの確保が不可欠であり、長期的な展望に立ち、計画的に進める必要がある。さらに、ICT技術を活用し広域間で連携した医療機関の有機的なネットワーク化の推進を図る必要がある。

(2) 現況と問題点

全国的な医師の偏在化により地域医療における医師不足はなかなか解消されない状況が続いており、そのしわ寄せが地域病院の勤務医に大きな負担となっている。

また、大学病院の医局員不足により、従来まで常勤医師として大学病院医局から派遣を頂いていた外科・整形外科については、非常勤医師で対応せざるを得ない状況となっている。

このため、2次医療機関である県立新庄病院や3次医療機関である山形大学附属病院との医療情報ネットワーク化をさらに推進し、連携を密にしていく必要がある。

また、施設の老朽化に伴う整備や、機器の導入及び更新を計画的に行い、医療設備の充実を図っていく必要がある。

(3) その対策と目標

- 新病院改革プランの推進及び県立新庄病院と山形大学附属病院との医療情報ネットワーク化の推進を図る。
- 病院施設の長寿命化を図り、維持修繕や改修を実施するとともに、医療機器の整備や計画的な更新を行っていく。
- 関係施設の効率的活用を進め、各種検診体制を強化する。
- 臨床研修協力施設の指定と連携、接遇や意識高揚にむけた職員研修の充実を図る。
- 新庄最上定住自立圏形成協定に基づく生活機能の強化に係る医療分野事業について圏域市町村と連携し推進する。
- 地域の持続的発展のための分野別目標

目 標 名	現 状 値 (令和6年度)	目 標 値 (令和12年度)
医療人材の確保	2人	2人

(4) 計 画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病 院	施設・設備の修繕及び改修事業	最上町	
		医療機器整備事業	最上町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	医療ネットワーク整備事業	最上町	

		医師確保対策事業	最上町	
--	--	----------	-----	--

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「最上町公共施設等総合管理計画」及び「最上町個別施設計画」と整合を図り、適切に事業を実施する。

9 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

本町が目指す子どもの姿は「規範意識が高く、他者貢献のできる子ども」と「進路意識に基づく学習意欲を強く持つ子ども」「この町を理解し、この町に将来住み続けようとする子ども」である。この目標に基づき、児童生徒の減少に応じた教育活動のあり方旧校舎の活用について、関係機関をはじめ地域、家庭との連携を強化し、教育環境の整備を図る。

また、ライフスタイルの多様化や著しい社会情勢の変化にともない、住民が生涯にわたり、自らが生活するうえで必要とされる文化的教養を高めるとともに生活課題の解決にむけた意欲的な学習活動への参加が求められている。住民自身の自主・自発的な学習活動を可能にする環境体制づくりを進めるために、すべての行政施策と住民活動との連携が図られた生涯学習体系を構築し、その実践をとおして郷土を支える人づくりを進めていく。

(2) 現況と問題点

ア 教育及び学習の振興

基本的な人間形成を図るうえで最も重要な義務教育9年間を預かる学校の教育環境整備に寄せられる社会的関心と期待は、年々強まるとともに多様化しており、「知・徳・体」調和のとれた学校教育を推進するには、施設整備や教材整備とともに直接指導に携わる教員の資質向上と、これらを支援する地域と融合を図りながら、社会全体で子どもの教育環境整備をすすめることが重要な責務と思われる。

特に、過疎化と少子・高齢化が急速に進むなか、教育環境整備検討委員会の答申により、平成28年度に6校あった小学校を令和元年度末までに2校に統合した。

学校施設整備については、最上中学校の大規模改修を平成29年度から3年かけて実施し、令和2年度大堀小学校にエレベーターを増築した。また、他の施設についても計画的な修繕が必要になってきているため、長寿命化計画を令和2年度に策定した。

教育の内容と子ども達の成長過程の課題については、最上町の「学校教育基本方針」に5項目の教育重点を掲げ、さらに社会教育との連携を強めながら推進している。近年、特に強く必要性が叫ばれている「いのち・心の教育」と特別支援教育については、本町として教育支援体制の充実を一層図るよう努めている。加えて、不登校児童生徒への対応や青少年の引きこもりの対策など、多角的な施策展開と支援体制の強化が必要である。

さらに、本町が進める町内での幼保・小・中・高の連携教育の強化についても、また、県立新庄志誠館高等学校最上校の魅力ある学校経営を町ぐるみで支援体制を強化していく必要がある。

イ 社会教育の充実及び生涯学習の振興

本町の集会施設は、中央公民館を中心に、大堀、向町、富沢の3箇所に地区公民館を配置し、各集落単位に40の分館を設置している。これらの施設については建設後相当の年数が経過し、毎年の維持修繕に多額の経費の支出を余儀なくされている集落もあり、施設の維持や修繕等の費用については、助成制度を創設し、集落の負担軽減に努めている。

また、地域づくり活動についても、青少年育成団体や女性・青年層の組織育成と男女共同参画社会を目指した具体的な支援対策が必要であるほか、地域づくり活動に子どもたちが参画できるよう手立てを講じていかなければならない。

スポーツの振興については、最上西公園以外にもふれあいの里、統合により閉校した小学校も含め各学校の

体育館・グラウンド等も整備されており、老若男女を問わずスポーツを通じた健康づくり交流や競技会等を開催しているが、町技であるスキーについては、スポーツ少年団等による競技人口の底辺拡大が課題となっている。

また、西公園内の運動施設については、健康づくりとスポーツ振興を目的として運営してきたが、施設の老朽化に伴い、令和2年度末をもって町民体育館を閉館した。今後の施設の長寿命化について計画的に検討していく必要がある。

(3) その対策と目標

ア 教育及び学習の振興

- 学力向上をはじめキャリア教育や特別支援教育の充実等、きめ細かで特色ある教育環境の整備を図る。
- 新しい教育課程に応じた施設及びICT関係教材備品を計画的に整備する。
- 特別支援教育の充実を図るために、継続して各校に特別支援教育支援員を配置する。
- 特色ある学校づくりを目指すとともに、児童数の推移を見ながら、地域住民との話し合いを通して施設再編を検討していく。
- 老朽化に伴う学校施設の長寿命化を図るため、改修工事を行うとともに、児童生徒が安心快適な教育環境で学べるよう、バリアフリー化の整備を推進する。また、児童生徒が安心安全に通学できるようにスクールバスを更新する。
- 学校・家庭・地域の協力と理解を求めながら、特別支援教育の充実など、より専門的に充実した教育相談体制の確立と関係機関との連携強化を図る。
- 社会に開かれた教育課程の編成に努め、学校運営協議会の活動を中心に地域とともにある学校づくりを進める。
- 教職員住宅施設の老朽化と今後の利用状況に合わせた施設の維持修繕、改修及び除却を実施していく。
- 食育教育を推進する中で、町産業振興施策としての「地産地消運動」に積極的に取り組むとともに、施設設備品(食器・運搬車両を含む)の計画的な更新を進める。
- 給食センター施設の長寿命化を図り、維持修繕を実施していくとともに安心安全な給食を提供していく環境を整えるため、施設の改修・備品の更新を実施していく。
- 情報化教育や国際化・外国語教育等については、ICT環境の整備や英語教育の充実など、時代に即応した教育を推進する。
- 県立新庄志誠館高等学校最上校の魅力化推進に向けて学校と共に取り組んでいく。
- セミナーハウス「最上寮」の施設の維持管理・修繕を図りながら、活用や様々な支援策を地域と共に検討し教育環境整備を進めていく。
- 大学等の高等教育機関との連携を強化し、キャリア教育や教職員の授業力向上に資する。
- 新庄最上定住自立圏形成協定に基づく生活機能の強化に係る教育分野事業について圏域市町村と連携し推進する。

イ 社会教育の充実及び生涯学習の振興

- 各地区集会施設、閉校小学校は施設の長寿命化を図り、耐震化工事や維持修繕を実施していくとともに、地域づくりの拠点として自主的な活動が促進されるよう、コーディネーターや指導者の育成及び配置を図る。
- 西公園運動施設の長寿命化のため計画的な維持修繕と、健康づくりのためのソフト対策を充実する。

ウ 地域の持続的発展のための分野別目標

目標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
児童生徒の学力向上 （全国学力学習状況調査指標）	小・国算平均より低い 中・国数平均より低い	全国平均以上
地域と連携して教育活動を行っている学校数	3校	3校

(4) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	向町小学校長寿命化工事	最上町	
		最上中学校バリアフリー化事業	最上町	
		最上中学校長寿命化工事	最上町	
		教育施設除却事業	最上町	
	寄宿舎	セミナーハウス最上寮整備事業	最上町	
	教職員住宅	教職員住宅施設整備事業	最上町	
	スクールバス・ボート	スクールバス購入事業	最上町	
	給食施設	給食センター改修事業	最上町	
		調理室エアコン設置事業	最上町	
		厨房機器更新事業	最上町	
		コンテナ購入事業	最上町	
	(3) 集会施設、体育館等 公民館	公民館修繕等補助金交付事業	集落	補助
		公民館耐震工事	最上町	
		公民館水洗化助成事業	集落	補助
		地区公民館整備事業	最上町	
みんなの家長寿命化事業		最上町		

体育施設	閉校小学校施設整備事業	最上町	
図書館	中央公民館図書室整備事業	最上町	
その他	西公園温水プール改修事業	最上町	
	簡易宿泊施設りんどろ改修事業	最上町	
	多目的グラウンドトイレ改修事業	最上町	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	学校教育指導主事配置事業	最上町	
	特別支援教育支援員配置事業	最上町	
	遠距離通学対策事業	最上町	
	学力向上推進委員会委嘱事業	最上町	
	学校図書整備事業	最上町	
	キャリア教育推進事業	最上町	
	特色のある学校づくり支援事業	最上町	
	教育委員会委嘱研究校事業	最上町	
	特別支援教育推進事業	最上町	
	教育相談事業	最上町	
	英語講師招聘事業	最上町	
	就学援助事業	最上町	
	学校間交流学習委託事業	最上町	
	指導書購入事業	最上町	
	給食食器購入事業	最上町	
高等学校	最上校魅力化対策事業	団体	補助
生涯学習・スポーツ	中央公民館図書購入事業	最上町	
	生涯学習指導員配置事業	最上町	

		大堀地区公民館事業委託事業	最上町	
		地区公民館学級講座開設事業	最上町	
		西公園施設運営事業	最上町	
		県縦断駅伝大会新庄・最上チーム強化対策事業	最上町	
		生涯スポーツ振興対策事業	最上町	
		スポーツ事業運営委託事業	最上町	
		町スキー選手強化対策事業	最上町	
	その他	放課後児童クラブ開設事業	最上町	
		放課後子ども教室開設事業	最上町	
	基金積立	教育修学基金積立	最上町	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「最上町公共施設等総合管理計画」及び「最上町個別施設計画」と整合を図り、適切に事業を実施する。

10 集落の整備

(1) 集落の整備の方針

本町における集落再編は、地区住民の地理的要件等における主体的な全戸移転が昭和49年から昭和52年にかけて、作造原地区と親倉見地区において行われた。従前地区に残る農業生産施設や家屋は、現在に至り農業経営を持続する上で有効に活用されている。

当町の集落自治の状況は、公民館を中心に行われてきた経緯がある。さらに行政区による区長制度や自治会組織など、集落づくりの体制は多様である。そうした中、進行する少子高齢化は、集落自治機能と地域コミュニティ力の低下を招いており、これまでの体制による運営では維持が困難な集落もでてきている。いきいきとした活力ある集落づくりを推進するためには、複数集落での自治機能の連携強化の推進が必要である。

また、高齢者の見守りや防犯、災害時対応、農地・山林を主とする環境を持続させるには、集落間の連携を更に深め、安心と生きがいをもって暮らせる地域づくりを多様な視点から探求しなければならない。その効果的な対策の一環として、NPOやボランティア組織、地域コミュニティ推進会議や集落支援員の活躍も有力な担い手として期待されるものである。

(2) 現況と問題点

本町は、大きく分けて3つの旧中学校区があり、向町地区を中心に、西が大堀地区、東が富沢地区として、併せて44の集落で形成されている。その規模は最大152戸、最小13戸と戸数差があり、一律的な支援制度では負担の公平性を保つことが難しくなっている。加えて、組織の運営においても多種多様な課題を抱えており、担い手不足や高齢者世帯の見守りなど、地区毎に集落支援員を配置し、活動の支援を行っている。

また、地域住民活動の場として、3地区公民館と各集落に40の分館を町が設置し、地域づくりの拠点として展開される活動について町が支援を行っている。地域課題や町民ニーズが多様化・複雑化する中で、伝統文化の継承や住民福祉の増進と活力ある地域社会の充実を図るため、地域づくりの基盤となる地区単位のコミュニティ組織に対し、自主的・主体的な活動を推進することを目的に支援を行っている。

さらに、集落に点在する空き家について、定住促進の住宅資源として活用する等の環境整備が若者層の町外への流出をくい止めるとともに、移住者に対する支援にもつながることから、さらに充実していく必要がある。

(3) その対策と目標

- 住民自治を重視した協働体制の確立を目指し、地域別計画を策定する。
- 協働のまちづくり推進交付金事業を推進し、集落自治の連携と活性化を図る。
- 地域間連携推進交付金事業を推進し、地域コミュニティ推進会議の活動を支援する。
- まちづくりにおいて重要な担い手を、多角的な視点から積極的に育成していく。
- 分譲地や若者向け住宅の整備などを検討推進し、若者の定住促進を図る。
- 既存の定住促進空き家活用住宅の維持修繕と新たな定住促進空き家活用住宅の整備を促進し、移住定住を図り、集落の活性化を推進していく。
- 地域の持続的発展のための分野別目標

目標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
行政と地域団体・NPO等の協働事業数	17事業	20事業
専門家・集落支援員等による地域	—	4件/年

伴走支援実施地区数		
-----------	--	--

(4) 計 画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	空き家改修活用事業	最上町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	まちづくり出前講座・懇談会開催事業	最上町	
		集落支援員配置事業	最上町	
		協働のまちづくり推進交付金事業	集 落・団 体	補助
		地域間連携推進交付金事業	団 体	補助
	(3) その他	若者定住環境整備事業	最上町	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「最上町公共施設等総合管理計画」及び「最上町個別施設計画」と整合を図り、適切に事業を実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

地域文化を振興していくには、歴史に培われた伝統文化の継承・保存と地域活動による新たな文化の創造が不可欠である。

本町には古くから独自の文化が発展し、有形あるいは無形の文化財が数多く今日に伝えられ、広く町民に親しまれている。重要文化財の旧有路家住宅(封人の家)をはじめ国・県及び町の指定文化財は合わせて15件を数えるほか、指定外においても貴重な文化財は少なくない。また、小国馬産、小国大工、おくのほそ道などに関する歴史と文化遺産も数多く、今後も永く万全の体制で保存・継承し、なお一層の活用を図っていく必要がある。

また、自然や歴史、民俗、芸術文化等の幅広い分野にわたり、関連する資料の収集や保存、展示用施設の整備を図るとともに、鑑賞機会の充実、指導者の養成、実践団体・グループへの活動支援、情報提供体制の整備等についても、積極的に施策を展開していく。

新たな文化の創造の面では、特に青少年や若者層を主体にした活動を積極的に支援し、文化を通じた世代間や地域間、自治体間での交流を活発化させ、これを地域活性化の原動力となるように取り組んでいく。

(2) 現況と問題点

本町では、芸術文化団体の育成・支援を図るとともに、優れた芸術文化に直接的にふれる機会の創出を重点的に取り組んでいるが、担い手者の高齢化と減少化が進行し、大半の芸術文化団体が後継者不足の課題を抱えている。

文化財保護の面では、良好な状態で保存されており、今後も良好な状態を保ち後世に引き継いでいくことが必要である。また、観光資源としての位置づけにもなる「おくのほそ道」関連の「封人の家」、「山刀伐峠」に加え、「堺田分水嶺」については、町内外からの関心も高く、今後も維持保全に力点を置く必要がある。

本町での伝統芸能は歴史の浅いものがほとんどであるが、富山観音太鼓や黒沢の餅つき唄など数多くの伝統芸能が住民に愛され、地域を単位とした文化継承活動が積極的に行われている。これに対し、積極的な支援を行い、各種の機会を通して町民の芸術文化水準の向上を図っていくとともに、俳句の普及にむけた工夫や音楽文化の創造、広がりを図る基盤整備を地域の活性化と連動させていく必要がある。

さらに、活発な地域活動を促していく上で、積極的な住民参加は不可欠なものとなっており、行動力ある住民の人材育成を図ることが、地域文化の醸成を大きく促すと考えられる。そのためにも各種の住民活動を各地区の狭い範囲で終わらせることなく、互いの活動に連携を持たせ、住民の視野を地域から町全体にまで広げていくような施策が必要とされている。

(3) その対策と目標

- 文化振興施設の維持修繕や文化財の恒久的な保存を図るとともに、その活用を通して住民の郷土意識の深化と醸成を促す。
- 地域に根ざした伝統文化の継承活動と、音楽文化等の創造活動を推進する。
- 芸術文化関係の各種情報と鑑賞機会の提供を通して、町民の芸術文化に対する関心を高めるとともに、町の文化水準の向上を図る。
- 音楽文化を創造する基盤づくりとして地域の活性化を図り、生涯学習や生涯スポーツの推進などを進め、住民団体への活動支援を行うなど、活力ある住民育成のための施策を行う。
- 自然現況調査で明らかになった、希少な動植物の保全に努めていく。

- 歴史・民族資料の整理と展示施設の整備を進める。
- 地域の持続的発展のための分野別目標

目 標 名	現 状 値 (令和6年度)	目 標 値 (令和12年度)
最上町芸術文化団体協議会加盟団体数	21 件	24 件

(4) 計 画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	文化財保護事業	最上町	
		封人の家修繕事業	最上町	
		富山馬頭観音保存修理事業	団 体	補助
		民具等保存整備事業	最上町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	封人の家管理事業	最上町	
		天然記念物維持保事業	最上町	
		最上町俳句大会開催事業	最上町	
		歴史の道維持管理事業	最上町	
		山形ふるさと塾事業	最上町	
		ふれあい文化振興事業	最上町	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「最上町公共施設等総合管理計画」及び「最上町個別施設計画」と整合を図り、適切に事業を実施する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針

本町では、平成 25 年3月に「最上町スマートコミュニティ構想」を策定し、災害に強い自立分散型の再生可能エネルギーの活用と持続可能な循環型の地域社会の形成を推進し、平成 27 年には、「最上町バイオマス産業都市構想」を策定し、豊富な森林資源をはじめとした地域の特性にあったバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域循環型バイオマスエネルギーの強化を図り、環境にやさしいまちづくりと地域の雇用創出や活性化促進を目指している。

本町は、町土の8割を超える豊富な森林資源を有しており、木質バイオマスの利活用に関する一貫したシステムを構築しており、森林の適正な管理作業としての間伐促進から収集・運搬・エネルギー利用までを地域バイオマスエネルギー利用システムとして稼働し、保健・医療・福祉・介護の複合施設であるウエルネスプラザをはじめとした町内施設において木質バイオマスエネルギーの供給を実践している。

今後は各種構想や計画のさらなる推進により、バイオマス利用の多様化を検討しながら、町にふさわしいバイオマス産業の創出とエネルギーの地産地消などによる環境に配慮した持続可能なまちづくりを実践していく。

(2) 現況と問題点

第4次最上町総合計画において、地球温暖化防止対策推進事業に取り組むことを示し、平成 25 年3月 に策定した「スマートコミュニティ構想」の中においてスマートコミュニティの実現が地球温暖化の解決策に繋がるとし、2020 年までに年間エネルギー消費量に対してエネルギー効率を 20%高め、積極的に再生可能エネルギーの比率を20%に高める最上町スマートトリプル 20 の目標を設定、平成 27 年に策定した「最上町バイオマス産業都市構想」では、バイオマス産業都市プロジェクトを推進してきた。また、「地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づき、具体的かつ効果的な方策を協議、実施する場として「最上町地球温暖化対策協議会」を設置し、平成 29 年3月に最上町地球温暖化対策実行計画を策定し、2030 年度における温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比率で 39.4%削減、基準年度以外の先導的取組も含めると 62%削減を目標と設定している。

(3) その対策と目標

- 最上町スマートコミュニティ構想の更なる推進を目指す。
- 最上町バイオマス産業都市構想の更なる推進を目指す。
- 最上町地球温暖化対策実行計画の更なる推進を目指す。
- 各種計画・構想内に最上町内における今後の再生可能エネルギーの取り組み、展開、目標等が網羅されているため、これら3種の計画・構想の更なる推進により再生可能エネルギー活用による災害に強く持続可能なまちづくりを目指す。
- 安定的なエネルギー供給を持続させるため、バイオマスエネルギー供給施設の維持修繕を図る。
- 地域の持続的発展のための分野別目標

目 標 名	現 状 値 (令和6年度)	目 標 値 (令和 12 年度)
再生可能エネルギー導入量の累計	220 kW	1,595 kW
住宅・事務所への省エネ・再エネ設備導入件数累計	44 件	100 件

(4) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	ウエルネスタウン木質バイオマスエネルギー事業	最上町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	若者定住環境モデルタウン 木質バイオマスエネルギー事業	最上町	
		バイオマスエネルギー実践事業	最上町	
		エネルギー利用効率化推進事業 補助金交付事業	個人・団体	補助
		地域経済循環創造事業交付金	団体	補助

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「最上町公共施設等総合管理計画」及び「最上町個別施設計画」と整合を図り、適切に事業を実施する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町全域の美化の推進及び美観形成を行い、良好な生活環境の実現に資することを目的として、「最上町美化推進及び美観の保護に関する条例」を制定し、恵まれた自然風土を生かすとともに、町民総ぐるみで地域の魅力を生かした景観づくり等、豊かな自然環境を創造するための活動が行われている。これらを継続し、環境美化を一層推進するため、引き続き町民や地域と一体的に活動を展開させ、環境を保全する必要がある。

また、町内の空き家は年々増加傾向にあり、町外の移住希望者などからのニーズはあるものの、権利関係が未整理であったり、長年放置されたことによる劣化が進んでいたり、多くの物件が売買・賃貸までたどり着かない状態となっている。所有者等による適正管理がなされないことで、防犯・防災、環境衛生、景観上の諸問題が深刻化する恐れがあり、危険空き家の除却の促進が求められる。

(2) その対策と目標

- 良好な生活環境の保全を目指す
- 豊かな自然環境の保護を目指す。
- 空き家の適正管理を促すとともに、危険空き家の除却を推進していく。
- 地域の持続的発展のための分野別目標

目標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
不法投棄物の発生量	420kg／年	200kg／年
空き家・空き地バンク成約件数	3件/年	5件/年

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他 地域の持続的 発展に関し 必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	環境保全対策事業	最上町	
		空き家除却補助金交付事業	個人	補助

事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名(施設名) 過疎地域自立促進特別事業	事業内容	事業主体	備考	
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	移住・定住	地域おこし協力隊配置事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	
		定住・移住支援事業	民間	当該施策の効果が将来に及ぶ	
		定住促進空き家活用事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	
		空き家・空き地バンク事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	
		UJIターン支援事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	
		結婚支援事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	
	地域間交流	関係人口創出事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	
		友好都市事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	
		100万人交流友好会員制度推進事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	
		最上町絆大使交流事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	
		前森高原サマーフェスティバル支援事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	
		関東圏交流事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	
		仙台圏交流事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	
	人材育成	もがみ人財育成塾事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	
		まちづくり担い手育成事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	
	2 産業の振興	第1次産業	経営所得安定対策事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
			農業経営基盤強化促進事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
			未来を育む農業担い手育成支援事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
多様な農業経営体組織化推進事業			最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	
担い手経営支援利子補給事業			最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	
新規就農者育成総合対策支援事業			最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	

新規就農者育成支援事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
機構集積協力金交付事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
農地集積・集約化対策推進交付金事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
農業振興育成対策事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
畜産振興事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）	個人・団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
畜産生産持続強化支援事業	個人・団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
採草・放牧事業（機械・施設整備含む）	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
園芸やまがた産地発展サポート事業	団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業	団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
いきいきハウス活用事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
中山間地域等直接支払交付金事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
多面的機能支払交付金事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
環境保全型農業直接支払交付金事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
鳥獣被害防止総合対策交付金事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
有害鳥獣被害対策推進事業	個人・団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
魅力ある米づくり推進事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
ソバ消費拡大事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
ソバ収穫調整受託事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
地産地消推進事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
内水面漁業等振興事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
森林整備地域活動支援事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ

	緑環境保全事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	山の幸振興対策事業	個人・団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
	森林保全推進事業	最上町 個人・団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
	農山漁村活性化交付金事業	最上町 個人・団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
商工業・6次産業化	特産品開発支援事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	名古屋アンテナショップ整備委託事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	おいしい最上販路開拓事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	勤労者生活安定資金貸付事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	商工業振興補助金交付事業	商工会	当該施策の効果が将来に及ぶ
	信用保証協会保証料給付事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	中小企業運転資金利子補給事業	団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
	もがみ人材育成事業	個人	当該施策の効果が将来に及ぶ
	魅力ある地域資源活用創出事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	雇用創出支援事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	産直施設活性化事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
観光	最上町観光協会補助金交付事業	観光協会	当該施策の効果が将来に及ぶ
	観光宣伝・誘客事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	教育旅行誘致事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	国際交流観光推進事業	団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
	各種観光団体活動支援事業	団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
	旅行地周辺道路沿い整備事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	登山道整備事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ

		道の駅運営事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		前森高原施設運営事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		赤倉温泉スキー場運営事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		内水面観光振興事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	企業誘致	企業立地促進事業	個人・団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
		企業誘致促進奨励事業	団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
	その他	地籍調査事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	基金積立	森林環境譲与税基金積立	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
3 地域における情報化	情報化	デジタルトランスフォーメーション推進事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	町道除雪事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		道路橋長寿命化調査事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		舗装長寿命化調査事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		予約制乗合バス運行管理事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		予約制乗合バス購入事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
5 生活環境の整備	生活	新築住宅支援事業	個人	当該施策の効果が将来に及ぶ
		最上町住宅リフォーム支援事業	個人	当該施策の効果が将来に及ぶ
		木造住宅耐震診断改修支援事業	個人	当該施策の効果が将来に及ぶ
		克雪化住宅支援事業	個人	当該施策の効果が将来に及ぶ
		公営住宅長寿命化計画策定事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		雪対策総合交付金事業	個人	当該施策の効果が将来に及ぶ
		雪国の生活にやさしいまちづくり支援事業	社会福祉協議会	当該施策の効果が将来に及ぶ
	環境	ごみ減量化促進対策事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ

		最上広域衛生施設設備更新事業	最上広域市 町村圏事務 組合	当該施策の効果が将来に及ぶ
	防災・防犯	消防団員安全装備品整備事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		自主防災組織育成事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		地域防災リーダー育成事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		防火用水確保対策事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	基金積立	公共施設等適正管理基金積立	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	地域子育て支援拠点事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		乳児等通園支援・一時預かり事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		病後児保育事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		子育て医療給付事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		出生育児応援交付金事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		家庭保育応援給付金事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		入学祝金給付事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	高齢者・障害者福祉	認知症対策事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		緊急通報システム事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		自立支援給付事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		ねたきり老人等介護者激励金支給事業	個人	当該施策の効果が将来に及ぶ
		要介護者おむつ支給事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		いきいきデイサービス事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		敬老会開催事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		高齢者生活福祉センター運営事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		長寿祝金贈呈事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ

	老人クラブ運営費補助事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	軽度生活支援事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	福祉タクシー券給付事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	高齢者見守り事業(ICT活用)	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
健康づくり	保健指導事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	健康診断事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	高齢者予防接種事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	健康ポイント事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	元気高齢者づくり事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	妊産婦健康診査事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	産後ケア事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	乳幼児予防接種事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	乳幼児予防接種事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	乳幼児健診事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	ふれあいの里施設運営事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	ウェルネスプラザ健康福祉増進施設運営事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	その他	民生児童委員協議会補助金交付事業	民生児童委員
地域福祉推進事業補助金交付事業		社会福祉協議会	当該施策の効果が将来に及ぶ
社会福祉協議会補助事業		社会福祉協議会	当該施策の効果が将来に及ぶ
直営診療施設等人材育成修学資金貸与事業		最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
骨髄ドナー助成事業		個人	当該施策の効果が将来に及ぶ
看護師育成修学資金		最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ

		出生育児応援交付金事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	積立基金	子育て医療給付事業(基金積立)	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
7 医療の確保	自治体病院	医療ネットワーク整備事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		医師確保対策事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
8 教育の振興	義務教育	学校教育指導主事配置事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		特別支援教育支援員配置事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		遠距離通学対策事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		学力向上推進委員会委嘱事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		学校図書整備事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		キャリア教育推進事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		特色のある学校づくり支援事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		教育委員会委嘱研究校事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		特別支援教育推進事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		教育相談事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		英語講師招聘事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		就学援助事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		学校間交流学習委託事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		指導書購入事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		給食食器購入事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		高等学校	最上校魅力化対策事業	団体
生涯学習・スポーツ	中央公民館図書購入事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	
	生涯学習指導員配置事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ	

9 集落の整備		大堀地区公民館事業委託事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		地区公民館学級講座開設事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		西公園施設運営事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		県縦断駅伝大会新庄・最上チーム強化対策事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		生涯スポーツ振興対策事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		スポーツ事業運営委託事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		町スキー選手強化対策事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	その他	放課後児童クラブ開設事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		放課後子ども教室開設事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	基金積立	教育修学基金積立	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
	集落整備	まちづくり出前講座・懇談会開催事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		集落支援員配置事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		協働のまちづくり推進交付金事業	集落・団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
		地域間連携推進交付金事業	団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
10 地域文化の振興等	地域文化振興	封人の家管理事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		天然記念物維持保事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		最上町俳句大会開催事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		歴史の道維持管理事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		山形ふるさと塾事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		ふれあい文化振興事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
11 再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	若者定住環境モデルタウン木質バイオマスエネルギー事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		バイオマスエネルギー実践事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ

		エネルギー利用効率化推進事業 補助金交付事業	個人・団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
		地域経済循環創造事業交付金	団 体	当該施策の効果が将来に及ぶ
12 その他地域の 持続的発展に 関し必要な事項		環境保全対策事業	最上町	当該施策の効果が将来に及ぶ
		空き家除却補助金交付事業	個 人	当該施策の効果が将来に及ぶ